

## 令和8年第2回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和8年3月3日（令和8年2月26日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和8年3月3日（火） 午前9時30分  
 散会 午後3時21分

### 4. 応招議員

| 議席  | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番  | 奈須 正宜 | 3 番  | 鍵本 亜紀 | 4 番  | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番  | 瀧田 均  | 7 番  | 平野 一成 | 8 番  | 宮田 博  |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

### 5. 不応招議員 なし

### 6. 出席議員 12名

| 議席  | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番  | 奈須 正宜 | 3 番  | 鍵本 亜紀 | 4 番  | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番  | 瀧田 均  | 7 番  | 平野 一成 | 8 番  | 宮田 博  |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

### 7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |    |     |    |     |

### 8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名       | 氏 名   | 職 名       | 氏 名   |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長    | 大屋 光宏 | 副 町 長     | 白須 寿  | 総務課長      | 高瀬 満晃 |
| 資産経営課長 | 沖野 弘輝 | 情報みらい創造課  | 植田 啓司 | 地域みらい課長   | 田村 哲  |
| 財務課長   | 森田 政徳 | 町民課長      | 秋田 敏子 | 医療福祉政策課長  | 坂本 晶子 |
| 産業支援課長 | 小笠原誠治 | 建設課長      | 小笠原 清 | 保健課長      | 岩井 和也 |
| 羽須美支所長 | 峽戸真理恵 | 羽須美支所     | 永井 智行 | 瑞穂支所      | 小笠原 昭 |
| 教 育 長  | 大橋 覚  | 学びのまち総務課長 | 原 拓矢  | 学びのまち推進課長 | 田村 成生 |
| 水道課長   | 三浦 康孝 | 監査委員      | 迫田 悦三 |           |       |

### 9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

### 10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

### 11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏 名   | 議席  | 氏 名   |
|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 山中 康樹 | 1 番 | 石國佳壽子 |

### 12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 令和8年第2回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火）午前9時30分開議

### 開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長施政方針
- 日程第6 教育方針
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第8 同意第1号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第9 同意第2号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第10 同意第3号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第11 同意第4号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第12 同意第5号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第13 同意第6号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第14 同意第7号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第15 同意第8号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第16 同意第9号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第17 同意第10号 邑南町農業委員会委員の任命の同意

- 日程第18 同意第11号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第19 同意第12号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第20 同意第13号 邑南町農業委員会委員の任命の同意
- 日程第21 議案第 2 号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正
- 日程第22 議案第 3 号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正
- 日程第23 議案第 4 号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正
- 日程第24 議案第 5 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第25 議案第 6 号 邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正
- 日程第26 議案第 7 号 邑南町いこいの村しまね条例の一部改正
- 日程第27 議案第 8 号 いわみ温泉活用施設条例の一部改正
- 日程第28 議案第 9 号 邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正
- 日程第29 議案第10号 邑南町香木の森公園条例の一部改正
- 日程第30 議案第11号 邑南町定住住宅管理条例の一部改正
- 日程第31 議案第12号 邑南町奨学基金条例の一部改正
- 日程第32 議案第13号 邑南町研修施設条例の一部改正
- 日程第33 議案第14号 邑南町学校給食費条例の一部改正
- 日程第34 議案第15号 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正
- 日程第35 議案第16号 邑南町奨学生審査会条例の一部改正

- 日程第36 議案第17号 邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正
- 日程第37 議案第18号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 日程第38 議案第19号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第39 議案第20号 邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正
- 日程第40 議案第21号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 日程第41 議案第22号 邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止
- 日程第42 議案第23号 邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第43 議案第24号 財産の無償譲渡  
(公営住宅)
- 日程第44 議案第25号 邑南町第3次総合振興計画の策定
- 日程第45 議案第26号 邑南町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第46 議案第27号 邑南町観光戦略の廃止
- 日程第47 議案第28号 指定管理期間の変更  
(高齢者ふれあいプラザ)
- 日程第48 議案第29号 指定管理者の指定  
(納骨堂「無量寿堂」)
- 日程第49 議案第30号 指定管理者の指定  
(自治会館)
- 日程第50 議案第31号 指定管理者の指定  
(邑南町青少年旅行村)
- 日程第51 議案第32号 指定管理者の指定  
(邑南町三江線鉄道公園)

- 日程第52 議案第33号 指定管理者の指定  
( 邑南町農産物処理加工施設)
- 日程第53 議案第34号 指定管理者の指定  
( 邑南町川舟管理施設)
- 日程第54 議案第35号 指定管理者の指定  
( 邑南町共同処理加工場)
- 日程第55 議案第36号 指定管理者の指定  
( 邑南町農業近代化施設「邑南町育苗施設」)
- 日程第56 議案第37号 指定管理者の指定  
( 邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設)
- 日程第57 議案第38号 指定管理者の指定  
( 邑南町堆肥化処理施設基幹処理場)
- 日程第58 議案第39号 指定管理者の指定  
( 邑南町木質バイオマスチップ製造施設)
- 日程第59 議案第40号 町道路線の廃止  
( 1 路線の廃止)
- 日程第60 議案第41号 町道路線の認定  
( 1 路線の認定)
- 日程第61 議案第42号 令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第11号
- 日程第62 議案第43号 令和 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第 5 号
- 日程第63 議案第44号 令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第 5 号
- 日程第64 議案第45号 令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第 3 号
- 日程第65 議案第46号 令和 8 年度邑南町一般会計予算

日程第66 議案第47号 令和8年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算

日程第67 議案第48号 令和8年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

日程第68 議案第49号 令和8年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第69 議案第50号 令和8年度邑南町電気通信事業特別会計予算

日程第70 議案第51号 令和8年度邑南町水道事業会計予算

日程第71 議案第52号 令和8年度邑南町下水道事業会計予算

令和 8 年第 2 回 邑南町議会定例会（第 1 日目） 会議録

【令和 8 年 3 月 3 日（火）】

—— 午前 9 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会、開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。

（ 「おはようございます」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ただ今から、令和 8 年第 2 回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。11 番山中議員。1 番石國議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 会期の決定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 1 7 日の 1 5 日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 1 7 日の 1 5 日間とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 諸般の報告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、諸般の報告を行います。執行部より、報告第1号専決処分の報告。報告第2号専決処分の報告。報告第3号専決処分の報告。報告第4号専決処分の報告。監査委員より、報告第5号例月現金出納検査結果報告。報告第6号令和7年度定期監査及び行政監査報告。以上6件について、それぞれ報告がありました。議長等の動静報告はお手元に配付したとおりでございます。受理した請願は請願文書表のとおり、受理番号1、地域運営組織が設立された地区の公民館体制（公民館主事）の継続についての請願は、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 行政報告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第4、行政報告。これより、町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 令和8年第2回邑南町議会定例会に当たり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、御報告申し上げます。はじめに、職員の懲戒処分等について御報告申し上げます。令和8年1月に2件の懲戒処分を行いました。今年度の懲戒処分等は4件。延べ9名となっています。改めて、町民の皆様には多大なる御迷惑と御不安をおかけしましたことに心よりおわび申し上げますとともに、今後の信頼回復に職員一丸となって努めてまいります。次に現在進めております諸施策等について申し上げます。今年度から初めて開催した町政運営説明会については、2月13日金曜日から各地域ごとに1回ずつ、夕方開催を1回の計4回開催しました。この会の目的は昨年秋に開催した町政座談会の席でもお伝えしておりましたが、町の取組について町民の皆さんへ伝える機会を設けるため開催したものです。今後7月から8月の夏開催と、2月頃の年2回の開催を計画しています。今回の説明会では、4会場合わせて延べ251名の参加をいただきました。次に自治体情報システムの標準化・共通化について申し上げます。邑智郡総合事務組合、川本町、美郷町とともに進めてまいりました移行作業が完了し、本格運用の段階へ入っております。運用

開始にあたっては将来的な経費削減が見込まれる一方で、当面の維持管理費の大幅な増加が課題となっております。そのため引き続き国や県に対する財政支援の働きかけを行うとともに、新システムの導入を機会として捉え業務改善を進めてまいります。次に令和２年度より進めてまいりましたケーブルテレビＦＴＴＨシステム更新事業は、本年度をもちまして町内全世帯のＯＮＵ（光回線終端装置）の更新が完了いたしました。あわせて、災害時において確実かつ安定的な情報伝達を確保するため、放送設備及び制御装置の更新を実施いたしました。地上デジタル及び衛星放送の受信経路を二重化し、異常発生時の監視体制を強化したことで、気象状況等による放送障害のリスクを大幅に低減しました。今後もケーブルテレビ施設の耐災害性の強化をすすめ、安定的なサービスを実現してまいります。次に建設関係の事業について申し上げます。災害復旧事業についてですが、令和７年７月８日から９日発生豪雨と令和７年８月７日発生豪雨により、町内で災害が発生をいたしました。この豪雨災害で国庫補助事業の対象となったのは、農地・農業用施設災害で１４か所。単独災害として公共土木施設が４か所。小災害として農地農業用施設で６か所の合計２４か所となります。国庫補助事業の対象となった農地・農業用施設につきましては、土地所有者との協議を行った上で、順次工事発注していく予定としております。また単独災害・小災害の復旧箇所につきましても、測量設計業務や復旧工事を順次発注する予定としております。邑南町では、世界的に幸福度が高く教育先進国として知られるフィンランド共和国との交流を推進しております。令和７年１２月１３日から１８日にかけて、矢上高校及び石見養護学校高等部の生徒７名を含む計１１名を、現地に派遣いたしました。生徒たちは、ホームステイや現地の学校交流を通じ日本との文化的な違いを感じとり、広い視野を養う貴重な経験を得ることができました。また今後は、令和８年５月１１日から１７日に予定されているエスポー高校の生徒１９人の来町に向け、準備を進めてまいります。文化財保護の観点から、かねてより調査を進めてまいりましたネオテリウム下顎骨化石につきまして、教育委員会にて令和８年２月１９日付で町の天然記念物に指定されました。本化石は高海自治会化石研究会の発掘体験で掘り出されたもののの中から、平成２６年に発見されました。令和元年に国立科学博物館の研究者らのチームの調査により、約１，６００万年前の原始的なセイウチ類のものであると判明しました。国内初の発見例であるとともに、世界的に見ても生息域の広がりを実証する極めて価値の高い学術資料です。今後は、この貴重な天然記念物を地域の宝として次世代へ継承するため、適切な保存管理と町民の皆さんに向けた積極的な情報発信・啓発活動に取り組んでまいります。最後に邑南町発注の公共事業についてですが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますので、そちらを御覧ください。以上、３月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 町長施政方針 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 5、町長施政方針を行います。町長より、令和 8 年度の当初予算提出に当たり施政方針の申出がありますので、これを許可します。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 令和 8 年第 2 回 邑南町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主要な施策を述べ、町民の皆様をはじめ議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。2 月 26 日に国の人口動態統計の速報値が発表されました。内容は、2025 年に生まれた外国人を含む子どもの人数は 70 万 5,809 人となり、統計を取り始めた 1899 年以降で最少となりました。島根県の出生数は、前年比 337 人減の 3,519 人で過去最少を記録するとともに、対前年の減少率は、8.7%で、減少が続いた 45 道府県の中で最大の減少率でした。邑南町においても令和 7 年の出生数は 32 人で合併以来最小であるとともに、対前年比 3 人減、率にして 8.6%の減少となっています。あわせまして近年の人口減少は 30 歳台・60 歳台で減少幅が大きく、多くの産業において中心的役割を果たす人材、今後の主力となる人材不足が懸念されています。出生数の減少と中堅世代の働き手不足は、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えられます。まずは、若い世代を中心に負担軽減を図り産み育てることが出来る環境を整えるとともに、施設の統廃合を進めるなど、人口減少や財政負担など様々な難局に対応できる柔軟なまちづくりを進めていきます。はじめに、令和 8 年度当初予算全般について申し上げます。当初予算のテーマは、住み心地の良いまちを目指し、人と人の関わりによる協働のまちづくりを進めるための創造的チャレンジと設定し、予算編成を行いました。このテーマを実現するため、1、人口減少に対応したまちづくり、ささやかな合理的配慮と一定の町民負担のあり方。2、町の方向性の決定と積極的な情報発信。3、町内経済循環と事業者応援による民間投資の推進。4、農業・農村における地域課題の確実な解決。5、教育環境の充実。6、国民スポーツ大

会への対応強化。以上、6つの重点項目を設定しました。提案いたします令和8年度当初予算の概要は、一般会計は前年度より1億500万円の減額、率にして0.8%減の、歳入歳出それぞれ135億5,800万円を計上しています。特別会計を合わせた合計額は、前年度より2億4,860万円の減額、率にして1.5%減で、歳入歳出それぞれ158億2,930万円となっています。令和7年度に続き予算規模の一定の縮小はできましたが、賃上げや物価高騰などによる人件費の大幅な増加、邑智病院・邑智郡総合事務組合・江津邑智消防組合負担金に対する一般財源負担額の増加、各委託料等の増加、地方債残高の増加及び金利上昇による支払い利息の増加のほか、恒常的な財源不足の影響により前年度より多くの財源不足が生じることとなり、令和8年度当初予算の一般会計では、財政調整基金繰入金を7億7,094万円計上しています。一般会計は大型事業の終了に伴い、道の駅瑞穂整備事業が前年度より2億3,286万4,000円の皆減。邑智病院負担金が前年度より1億8,224万1,000円減の、3億7,921万6,000円。いわみスタジアムLED照明工事費が、前年度より1億円の皆減などとなっています。一方で脱炭素先行地域づくり事業費が、前年度より1億3,296万3,000円増の、5億6,945万9,000円。井原コミュニティセンター整備事業費が、前年度より8,896万3,000円増の、1億3,669万円。国民スポーツ大会施設整備事業費が、前年度より5,837万9,000円増の、6,354万2,000円などとなっています。新規事業としましては、小・中学校GIGAスクール端末更新事業費5,484万2,000円。町道森実上別所線維持改修事業費1,387万8,000円。元気館施設維持改修工事費1,384万円などを計上しています。歳入の状況について、主なものを御説明します。町税は、前年度より480万1,000円増の、10億7,620万4,000円を計上しています。地方交付税は、前年度より736万4,000円減の、61億5,079万円を計上しています。ふるさと寄附金は、前年度と同額の2億円を計上しています。ふるさと寄附金の実績としては漸減状況ですが、企業版ふるさと納税とともに町のPRを行い目標達成に努めていきます。基金繰入金の主なものは、先ほど述べました財政調整基金繰入金を前年度より3億1,492万2,000円増の、7億7,094万円を計上しています。このほかに、減債基金繰入金2億2,279万3,000円、地域振興基金繰入金2,480万円、ふるさと基金繰入金1億8,386万7,000円などを計上し、基金繰入金合計は、前年度より3億85万5,000円増の、13億2,702万8,000円となっています。町債の主なものは、過疎地域自立促進特別事業債は前年度より560万円減の、1億4,680万円を計上し病院費など17事業の財源としています。集会施設整備事業債は、井原コミュニティセンター整備事業費の財源とするため前年度より1億1,12

0万円増の、1億3,660万円。病院設備整備事業債は、前年度より2億4,140万円減の、440万円。学校施設整備事業債は、前年度より8,670万円減の、5,440万円を計上しています。また、道の駅瑞穂整備事業債が、事業の完了により1億260万円の皆減となっています。地方債合計額は、前年度より4億1,380万円減の、8億3,580万円を計上しています。以上概略を申し上げましたが、続いて当初予算に盛り込みました主要な施策について順次説明いたします。最初は、物価高騰対策について申し上げます。国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民の家計支援と地域内消費の促進や事業者を応援するため、省エネルギー性能の高い家電製品への買替えを行う町民に対して、商工会商品券を交付する邑南町省エネ家電買替え促進事業や、照明器具をLEDに更新する事業所等に対して補助金を交付する邑南町LED化促進事業、おおなんさくらカードにポイントを付与するキャンペーンの第2期事業として、第2期邑南町ICカード利用促進事業、町内中小企業等の安定的な雇用の確保や賃上げ環境の整備などを支援する、中小企業・小規模事業者人材確保支援事業を行います。また、学校給食費については食材費の値上がりによる給食費を値上げする必要がありますが、小学校については、国県の補助基準額を超える部分についてはこの交付金を活用し、小学校は保護者負担を求めず給食費の完全無償化を行います。中学校については、給食費の値上げは行いますが、従来の地産地消推進のための町負担に加え本交付金を活用することにより、値上げ幅の抑制を行っていきます。加えて物価高により家計の負担が増えている中書籍の値上がりが続いておりますので、町立図書館の図書購入費を増額し図書館の書籍の充実を図っていきます。次に、夏の猛暑対策について申し上げます。町民の皆様の日常生活面においては、既に物価高騰対策を兼ねエアコンの購入支援を行ってきましたが、新たに農作物の暑さ対策のための換気設備等の導入支援を行うとともに、小中学校の屋内運動場の熱中症事故対策のため、移動式冷風機と移動式冷房機の導入を行います。さらに、瑞穂ハンザケ自然館の水温管理のため、水源井戸工事を行うとともに水の冷却装置の導入を行います。次に、邑南町第3次総合振興計画について申し上げます。邑南町の新たな総合振興計画では、今後10年のまちづくりの理念として、地域とつながり挑戦を育む町、を掲げました。邑南町には、日々の暮らしの中に温かなつながりがあります。子どもを地域で見守る風土。高齢者を支え合う互助の精神。活発な住民活動。これらは私たちが誇るべき財産です。次の10年、私たちは改めて地域とのつながりがあることの安心感を大切にしたいと考えています。その上でこれまでの取組を次の世代へと引継ぎ、新たな挑戦が生まれるための安全な暮らしの基盤を整えることが必要だとの思いを込めています。本計画では、ひとを育てる、しごとを伸ばす、くらしを守る、つながりを深めるの4つの柱に、27の取組方針を掲げています。今後は町民向けの

おおなん幸福度アンケートを実施するとともに、邑南町総合振興計画審議会による検証を毎年行っていきます。次に、子育てを応援する施策について申し上げます。町内で安心して子どもを産み育てる環境を整えるために第一子の保育料を無償化し、保育料の完全無償化を行うとともに、子育て応援デジタルギフト事業等子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実を図っていきます。また、子どもの育ちと子育て家庭の支援を推進するための子育て支援の拠点である保育施設においては、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度である、こども誰でも通園制度の実施を行い、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長できるよう、より一層子どもの育ちを応援します。一方で、出生数の急激な減少に加え保育士等の人材不足が深刻化し、これまでの保育体制・保育サービスの維持が困難になってきております。子どもの育ちを保障するため保育の量と質を維持しこれまで取り組んできた子育て支援事業を継続するため、小規模保育所を中心とした設置の見直しについて、法人と連携しながら取り組んでいきます。平成23年度から拡充をしてきた邑南町の各種奨学金制度については、昨今の高校授業料無償化や多子世帯大学授業料無償化など、日本学生支援機構等の奨学金制度の拡充などの状況に鑑み、独自の奨学金制度の在り方と償還援助や償還免除などについて、見直しを検討していきます。次に、地域振興について申し上げます。地域運営組織については、令和7年4月から出羽地区・井原地区・日貫地区の3地区が、地域運営組織として町の認定を受け活動を始めています。その他の地区の状況は、阿須那地区は設立準備委員会で設立に向け検討が続けられています。市木地区・中野地区・日和地区の3地区は令和8年度から設立準備委員会を立ち上げ、設立に向け具体的な議論を開始される予定です。町としても、中間支援組織とともに引き続き伴走支援を行ってまいります。井原コミュニティセンター整備事業については、令和7年度において、井原自治会・農事組合法人雲井の里など関係者と協議し、基本設計・用地測量・造成設計を行ってまいりました。令和10年夏頃の竣工を目指し、令和8年度は基本設計を基にした建築実施設計を行うとともに、造成工事へ着手する計画としております。令和6年度より口羽地区において進めております、口羽ターミナル整備事業は、令和8年度には令和7年度から引き続いて、土地の造成工事とロータリー、駐車場舗装整備等を行い年度末に完成予定です。令和6年度に小さな拠点事業の暮らしのターミナル事業で整備した、口羽公民館内のバス待合スペースに加え、この口羽ターミナルが完成しますと、デマンド交通・町営バス・備北交通バスの接続点として、また、口羽公民館駐車場の拡張や県道からバス・車が直接進入できるようになるなど、さらに地域住民の利便性の向上が図られます。次に、農林業振興について申し上げます。ぶどうの神紅につきましては、国・県の事業を活用しリースハウス4棟、47.6アールの建設を予定しています。引き

続き、県・ＪＡ・生産者組織等関係者一丸となり、生産振興とさらなる品質向上に取り組んでまいります。あわせまして、地域おこし協力隊制度、国・県の事業を活用し農業人材の確保、経営内での経営継承など、後継者対策を行ってまいります。森林整備の推進については本町の森林が有する多面的機能を発揮させるため、引き続き森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備を着実に推進し、また、間伐や再造林、里山整備の推進、林業担い手の確保・育成、町産材の利用促進に対する各種補助事業を通じて、森林資源の適正な管理と循環利用を進めてまいります。次に観光振興について申し上げます。観光振興においては、これまで町の観光施策の方向性を整理する上で観光戦略が一定の役割を果たしてきましたが、近年の観光ニーズや形態の多様化、人口減少に伴う多くの課題に対し、固定的な計画よりも柔軟な対応が求められるものと考えます。そのことから、本年令和７年度末で観光戦略の計画期間が満了することにあわせ次期戦略は策定せず、今後は戦略で整理した考え方を踏まえつつ、総合振興計画等の上位計画に基づいた個別施策により、観光振興に取り組んでいく方針といたします。萩・石見空港利用拡大促進協議会についてはこれまで協議会に加入していましたが、負担金は負担していませんでした。今後は負担金を支払い、幹事市町へ移行する予定としております。羽田便について目標搭乗者数を下回った場合のリスク分担が発生しますが、町民の皆様は協議会が実施する運賃助成等の全ての支援策を活用することができるようになります。町としましても加入によるＰＲ効果とともに、石見部の自治体と連携することによる観光推進を図ってまいります。三江線跡地活用につきましては、三江線鉄道公園の指定管理者であるＮＰＯ法人江の川鐵道が口羽駅・宇都井駅・作木口駅周辺においてトロッコを運行し、町内外の観光客集客に取り組んでいただいております。令和８年度からは、広島県側の伊賀和志区間をＪＲ西日本から邑南町が借り受けることができるよう、準備を進めています。これによりトロッコで口羽・宇都井駅間の行き来ができるようになるなど、より一層三江線の魅力アップ、トロッコ運行の幅が広がることで、町内観光の活性化が期待できます。次に、邑南町のデジタルトランスフォーメーションＤＸの推進について申し上げます。窓口対応の改善については申請手続の負担軽減を図るため、令和７年度に稼働した申請書作成支援システムの活用を一層促進するとともに、公式ホームページの更新に合わせＡＩチャットボットを導入いたします。さらに、電子申請にキャッシュレス決済の対応を進めてまいります。知りたいときにすぐ分かる環境といつでも・どこでも支払える利便性を両立させることで、職員が窓口に来られた一人一人の御相談により丁寧に寄り添える環境を整えます。公式ホームページについては、令和８年４月より新たな公式ホームページが稼働します。これを情報の集約拠点として位置づけ、広報紙・公式アプリなど各媒体と連携させることで、住民にとって必要な情報を必要

なときに届ける体制を整えてまいります。また、ホームページを住民と行政をつなぐ双方向の対話の基盤として構築し、伝わる・つながる広報を実現してまいります。最後に、情報伝達の要であるケーブルテレビネットワークについて申し上げます。これまで計画的に設備更新を進めてまいりましたが、引き続き災害時に確実かつ安定的な情報伝達を維持するため、放送設備の複線化を実施します。既存の監視システムと連携させることで、万が一の障害発生時にも原因箇所を一元的に把握し、復旧対応時間を大幅に短縮し強靱なネットワーク環境の構築に努めてまいります。次に、保健衛生について申し上げます。各集落で健診の受診勧奨や健康づくりの推進、環境衛生活動に当たっていただいた各集落保健衛生委員については、集落の高齢化や世帯数の減少により委員の役が負担になっていることから、令和7年度末をもって廃止いたします。今後は健診案内は個別郵送し、申込みについては電話申込みのほか電子申請の普及に努め、申込みしやすい体制整備を行ってまいります。長年にわたり集落で活動していただいた委員の方々に感謝するとともに、廃止後においても町民の皆様の健康増進の推進に万全を期してまいります。国民健康保険事業については近年協会けんぽへの加入の増加などに伴い、邑南町国民健康保険の被保険者も減少が続いております。このような状況を鑑み国保税の税率については7月の本算定に向け、確定した令和7年度所得の状況等を見て税率を検討したいと考えておりますので、令和8年度の当初予算では、令和7年度と同じ税率にて予算編成を行っております。国保直営診療所事業については、昭和22年旧石見町時代に開設された井原診療所を令和7年度末をもって閉院することとなりました。阿須那・日貫・矢上診療所においては、引き続きかかりつけ医として地域に密着した診療を担っていく予定です。次に、建設関係について申し上げます。まず、国・県が実施する道路整備や河川改修または維持修繕につきましては、地元からの要望等が早期に実現されるよう県に対して働きかけてまいります。また、浜田道において4車線化事業が進められておりますが、こちらについても早期完成に向け、引き続き国や西日本高速道路株式会社NEXCO西日本に要望してまいります。町道整備につきましては交付金事業や緊急自然災害防止対策事業などを活用し、費用対効果の高い道路整備に取り組んでまいります。また、町道の維持修繕関係につきましては、通学路安全対策や舗装修繕を中心に整備してまいります。あわせて道路の重要構造物である橋りょうについて道路法に基づく点検を計画的に実施し、必要な箇所を早期に修繕することで安全対策・長寿命化を図ってまいります。地籍調査については、新規箇所となる2地区矢上19地区・日和10地区に着手する予定です。最後に、共生社会の実現について申し上げます。邑南町においても外国人の方の住民比率が高まっています。外国人にとっても住みやすい町となるよう、多文化共生のまちづくり計画の策定を行います。また教育委員会とも協力し、フィンランド

のエスポー高校との交流事業の継続などにより、多様性を認め合う共生社会の実現に努めてまいります。補聴器購入助成事業では聞こえづらさに早期に対応し、適切な補聴器の装用を促進することで聞こえを補い、日常生活上のコミュニケーション能力や生活の質の維持・向上を図るため、補聴器に対する購入助成を行ってまいります。犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪及び犯罪に準ずる行為により被害を受けた者及びその家族等が受ける精神的・身体的・経済的負担の軽減を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、条例制定を含む各種施策を検討してまいります。主な施策としては、相談者が迷わず相談できるように、総合相談窓口を明確化するとともに、役場内部の担当、島根県、警察、被害者サポートセンターなどと円滑に連携できるようにするほか、見舞金等の創設を検討することとしています。さらに、地域の公衆トイレの洋式化を進めるなど、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を進め、引き続き人の尊厳を守り自分らしく活躍しながら生きられる社会、人とひとのつながりのある住み心地の良いまち邑南町を目指してまいります。以上、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げましたが、引き続き、情報公開と広報広聴活動の充実に努め、行政課題に真摯に向き合い的確に対処してまいります。何とぞ議員各位と町民の皆様の率直な御意見と御指導を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は人事案14件。条例案22件。補正予算案4件。当初予算案7件。その他の案件18件。合わせて65件としております。慎重に御審議の上適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

## （ 日程第6 教育方針 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6、教育方針を議題といたします。これより、教育長に教育方針を述べていただきます。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 令和8年3月定例議会に当たり町長の施政方針を受け、

教育委員会を代表して令和8年度の教育方針を申し述べ、皆様方の御理解と御支援を賜りたいと思います。本町では、豊かな自然と神楽、田植え囃子、祭りなどの伝統文化が息づく地域全体を、邑南町らしい教育が展開できる生きた学び舎と捉えています。国が示す生きる力、そして島根県が掲げる誰もが誰かのたからものという理念を、邑南町独自の形で具現化してまいります。現代社会では、生成AIの急速な普及や予測困難な環境変化の渦中にあります。これからの教育においては、検討委員会による答申をもとに学習機会の保障を最優先に考えます。持続可能な学校のあり方を見据えつつ、学校規模の強みを最大限に生かした個別最適な学びを徹底し、一人一人の個性と学力をきめ細かくサポートしてまいります。また地域住民と協働するコミュニティ・スクールや、ふるさと教育の核となるおおなん学をさらに充実させます。社会が求めている問いを立てる力を地域課題を解決する探究学習を通して育み、子どもたちが多様な他者と関わりながら新たな価値を創造する、協働的な学びとの一体的な充実を目指します。あわせて、ICTを駆使して地域・県内・全国、さらには世界とつながりながら郷土を見つめ・愛し、誇りをもってたくましく未来を切り開く人材を育成します。これらの実現のため、来年度は特に次の2つの柱を施策として反映させてまいります。1つ目に、適正な学校規模を強みに変える個別指導の充実を図ります。それぞれの学校規模に応じタブレット端末やAIドリルを効果的に活用することで、一人一人の習熟度や進度に応じたきめ細やかな学習を展開します。また、都市部や海外、例えばフィンランドの学校等とオンライン授業で結び、多様な価値観に触れる機会を日常化してまいります。さらに専門性の高い教材を外部講師と連携して活用することで、中山間地域特有の環境をむしろ教育的なメリットへと変えていく挑戦を続けてまいります。2つ目に、地域課題を教材に変える探求学習の充実を図ります。空き家の活用、農林業の振興、伝統行事の継承といった、地域の切実な課題を学びの舞台といたします。地域住民の皆様との対話を通じともに解決を目指すプロセスを経験させることで、地元で働く大人をロールモデルとし、この町でどう生きていくのかという将来のビジョンを描けるよう導きます。町長の所信表明にもありましたように邑南町らしい教育の推進のため、本物の、ひと・もの・ことを体感することを意識しながら、大人も子どももふるさとに誇りが持てるよう、これから述べます施策を展開してまいります。はじめに、学校教育関係の施策について申し上げます。1つ目に小中学校の再編についてです。令和7年度に設置した小中学校の在り方検討委員会では、邑南町らしい理想的な教育の追求、並びに邑南町の教育が将来にわたって発展し続けることを念頭に置いて多角的に議論いただき、その答申が本日提出をされます。この答申を受け、基本方針の骨子を策定し再編に向けての議論を始めてまいります。この骨子には、対話的な学びの充実や集団の中でコミュニケーション能力の育成などの質の

高い学びを基底としながら、邑南町ならではの最良の学びを提供するための環境整備を盛り込んでいきます。今後本骨子についての説明会・意見交換会を実施し、再編に向けた基本方針の策定後、実施計画の策定にも取り組んでまいります。次に、子どもたちの未来を保障する教育の推進についてです。子どもたちの未来を保障する教育には、インクルーシブ教育や子どもの権利を大切にする教育があります。インクルーシブ教育は全ての子どもに教育を受ける権利を保障するとともに多様性を尊重し、社会で生き生きと生活できる基盤をつくる点を重視しています。また、子どもの権利を大切にする教育は他者の権利にも目を向け、社会に貢献する力を養うことを重視しています。これらの教育により、単に就職や進学の実現する知識・技能の習得のみを学ぶのではなく、差別を見逃さない力、許さない力、負けない力、そして仲間とともに未来を切り開いていく生きる力を育み、子どもたちが確かな学力を身につける学校づくりに取り組みます。次に、子どもたちの安心・安全を守る取組の推進についてです。こども基本法に基づき、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向けた施策を推進します。具体的には、虐待・いじめ・不適切な指導から守られ、安全に安心して暮らすことができる社会を目指します。特にいじめ問題から子どもを守る施策として、引き続き邑南町いじめ問題対応アドバイザーの鈴木庸裕先生による分析や助言を通じ、適切な解決及び防止策を実施してまいります。令和7年度には、7月に鈴木先生を座長としたいじめ防止フォーラムを実施しました。今年度もフォーラムを実施し町民の皆様にも引き続き御参加いただき、地域総がかりで子どもを見守る土壌をさらに形成していきます。次に、多様な課題を抱える子どもたちへの支援についてです。学校が抱える課題が複雑化・深刻化する中、家庭・地域・行政が連携し、社会全体で解決に取り組むことがこれまで以上に求められています。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを大切にするとともに、小集団での学習や個に応じた支援そして合理的配慮を適切に提供することで、きめ細やかな対応を徹底します。あわせて特別支援学級や通級による指導、特別支援学校との連携などそれぞれの教育的ニーズに応じた専門的な学びの場を整え、一人一人の確かな成長を支えます。教育委員会では、早期発見と適切な対応のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門人材を、引き続き配置いたします。また、令和7年度より新たに配置した教育支援員についても継続して学校訪問を通じた支援ニーズの把握に努め、教職員と連携して児童生徒及び保護者への支援体制をより一層強固なものにしてまいります。これらの支援の連続性を重んじ専門的視点を活かしながら、子ども一人一人の学習状況や課題に応じた真に寄り添った支援を推進してまいります。次に、子どもの居場所づくりについてです。学校に行きづらい子どもに対し教育支援センターや関係

機関のニーズを把握し、専門家の意見をいただきながら、邑南町の現状に即した具体策へつなげていきます。令和8年度から、新たに瑞穂中学校に校内教育支援センターの役割となる拠点を設置し、指導員を派遣することで学校内で安心して過ごせる居場所と支援を提供します。既存の教育支援センターと連携し、不登校の未然防止や学校復帰につながる段階的・継続的な支援拠点として位置づけます。教育支援センターにおいては引き続き川本町及び美郷町の児童生徒の受入れを行い、広域的な事業として実施します。次に、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改革についてです。昨年度に引き続き子どもたちの学習のつまずきを正確に見取るため、言葉・語彙、数・形・量、思考力・推論力を測る学びのたつじんテストや、全国学力学習状況調査を活用しその結果に対応した授業改善や個別支援を実施します。さらに様々な授業をとおして自ら問いを見出し、情報を収集・表現できる情報活用能力を育むとともに、外国語指導員などを活用した言語活動の充実を図り、小中の接続を意識した教育を進めます。こうした日々の指導を意図的・継続的に積み重ね、確かな学力の保障と人間関係形成力の育成を図るとともに、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性というこれからの時代を生き抜くために必要な資質・能力をバランスよく育んでまいります。次に、ICTの利活用についてです。学校現場におけるICTを活用した教育につきましては、ICT支援員と教育委員会による伴走型支援を通じて、学習基盤の整備が着実に進んでおります。今や教室では児童生徒がタブレット端末を自在に操り、自ら学びを深める姿が日常の光景となりました。これまでの取組により、個別最適な学びと協働的な学び、そしてそれらの一体的な充実が大きく進展をしております。令和8年度は国が進めるGIGAスクール構想第2期、いわゆるGIGA2.0において児童生徒及び教職員の学習用端末を刷新する本町にとって、極めて重要な年となります。島根県の共同調達に参画し、新たな端末への円滑な移行を計画しております。このGIGA2.0への移行は、単なる機器の更新にとどまりません。本町の学びの基盤そのものをアップデートする重要な契機となります。これからは端末内で学びが完結するのではなく、子どもたちが自らクラウド上の学習履歴にアクセスし、主体的に協働的に知識を深めていく環境を構築することこそが次世代教育の核となると考えております。こうしたハード面の進化にあわせ、ソフト面の充実も一段と加速させてまいります。ICTの利活用には、利便性の反面リスクも伴います。単に制限を設けるのではなく心身の健康を考えながらバランスよく使いこなす、デジタル・ウェルビーイングの視点を養いよきデジタル社会の形成者として行動できる、デジタル・シティズンシップ教育をデジタル基盤の構築とともに推進してまいります。また、校務支援システムの本格稼働から2年が経過し、デジタル化による教職員の業務効率化が進んでおります。今後も情報セキュリティを徹底し安

全・安心な環境を維持していくために、デジタル化によって生み出された時間と、さらに子どもたちと向き合う時間へと還元してまいります。あわせて、令和7年度より開始したeスポーツを核とした学びのサイクル推進事業を、来年度も継続いたします。矢上高校生主体のサークルを中心に、eスポーツを通じてプログラミングや機材設営・企業交流などを楽しく学ぶことで、子どもたちの学びの世界をさらに広げていくよう努めてまいります。ICTの推進は、本町の将来を担う子どもたちが予測困難な時代をたくましく生き抜くために、もはや欠かすことのできない学びの基盤です。今後も継続的かつ計画的に、その環境を強化してまいります。次に、中学校における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への地域展開についてです。学校部活動の地域展開については平成29年から国県の補助事業を活用した地域連携事業を、地域の指導者の皆様に協力を仰ぎ継続実施してまいりました。令和6年度からは、邑南町スポーツ協会を運営母体として地域クラブへの地域展開を見据えた実証事業を実施し、諸課題の洗い出しや課題の解決に向けて検討を進めています。また令和7年12月には、本町の部活動改革についても明示した、邑南町スポーツによるまちづくり方針、を策定しました。国が示す、令和13年度に全部活動において休日の地域展開を実現することを本町においても目指し、地域クラブの立ち上げに注力し地域展開に向け着実に進めてまいります。次に、コミュニティ・スクール導入についてです。小中学校の9年間を通じ、子どもたちが地域と深く関わり邑南町らしいふるさと教育を充実させることを目的として、令和8年度より中学校区単位でコミュニティ・スクールを導入いたします。本年度は、学校・地域・関係機関との議論を重ね、設置に向けた準備を整えてまいりました。この仕組みにより、学校と地域が目標やビジョンを共有することで、子どもたちの豊かな成長を支える基盤が強化されます。また、組織的な連携体制を構築することで、人事異動や役員の交代に左右されない持続可能な学びと体験の提供が期待されます。本制度の展開を通じ、次代を担う持続可能な地域づくりの創り手の育成に努めてまいります。次に、図書館についてです。令和7年3月に策定いたしました第4次邑南町子ども読書活動推進計画に基づき、施策を推進してまいります。乳幼児期からメディア接触の増加が子どもの読書離れや活字離れに影響を及ぼしている現状を鑑み、親子での読み語りや家読を推奨する環境づくりを強化します。また、全ての子どもたちに読書の機会を保障するため、バリアフリー資料や多言語資料の収集・活用に重点的に取り組み、誰もが本に親しめる環境を整備してまいります。次に、ふるさと教育、キャリア学習についてです。学校・家庭・地域の協働による、邑南町ならではの体験活動を通じたふるさと教育を継続して推進します。令和7年度から本格始動したおおなん学では、おおなんを学ぶ、おおなんで学ぶの2軸を掲げ小中9年間の一貫した学びを展開しています。特に中学校ではおおなんで学ぶを深化さ

せ、身近な地域課題の解決に向けて情報の収集から分析・探究、そして成果の発表までを3年間かけて計画的に実施することとしています。町民の皆様による、指導助言や児童生徒の主体的な地域活動をキャリア教育と結びつけることで、地域一体となったおおなん学を推進します。あわせて令和8年度からはコミュニティ・スクールを最大限に活用するとともに、地域学校コーディネーターの活動体制を整備し、より実効性の高い教育環境を構築してまいります。続きまして、社会教育関係の施策について申し上げます。まず、公民館についてです。社会教育の最前線であり実践の場であるのが公民館です。公民館は、住民と行政による協働の拠点であるとともに誰もが気軽に学べる生涯学習の場、そして地域活動の要として邑南町の持続可能性を支える原動力となっています。一方で少子高齢化や人口減少により、地域活動の担い手不足や参加層の固定化といった課題も顕在化しています。今後はこれまでの活動に加え、若い世代や幅広い層が魅力を感じる楽しく学べる機会を創出し、多世代交流を促す体験プログラムを展開します。また、新たな地域コミュニティの動きと足並みをそろえ地域づくりと社会教育を両輪とした取組を進めることで、公民館を多様な人々がつながる結び目にしていきます。あわせて、各公民館や教育委員会が緊密に連携し社会教育の楽しさを広める人づくりに注力することで、地域の活力を未来へとつないでまいります。次に、共生社会の実現についてです。昨年度末、矢上高校及び石見養護学校高等部の生徒7名引率者4名による派遣団を構成し、12月13日から18日まで、フィンランド共和国への交流派遣事業を実施いたしました。コロナ禍等による中断を経て6年ぶりの再開となった本事業は、異なる背景を持つ生徒たちがともに現地を訪れ互いの文化や価値観を共有することで、共生社会の実現に向けた深い学びと国際理解の場となりました。これは、本町の異文化交流における新たな1ページを刻む極めて意義深い歩みです。この成果を一過性のものに終わらせず、令和8年5月に予定されているエスポー高校一行の邑南町訪問に向け、万全の準備を進めることで両国のさらなる絆と学びを深めてまいります。次に、社会体育の推進についてです。令和7年12月、新たに邑南町スポーツによるまちづくり方針を策定をいたしました。本方針に基づき、スポーツを通じた次世代の育成と地域コミュニティの活性化を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。あわせて、生涯を通じたスポーツ実践により夢と感動を与える人づくりを推進し、町民の皆様のウェルビーイングの向上に寄与してまいります。具体的には、スポーツ推進委員による軽スポーツに普及活動を支援するほか、共生社会の実現に向け障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめる競技を推進します。学校や地域でのボッチャやゴールボールなどの体験活動を通じ、障がいへの理解を深める取組を継続します。また、2030年の島根県国民スポーツ大会開催に向け、会場となるいわみスタジアム及び瑞穂球場の整備を進めます。令和7年度に策定した改

修基本計画に基づき、令和８年度は両球場の実施設計を行い、令和９年度の着工を目指します。大会運営に向け、組織体制の構築と住民の皆様の開催機運の醸成にも取り組んでまいります。次に、文化財関係についてです。令和３年１０月に国史跡指定を受けた久喜銀山遺跡については保存活用計画を策定し、令和７年３月２１日付で国から認定を受けました。これを受け令和７年度から２か年計画で整備基本計画の策定を進めています。本計画では、遺跡の適切な保存を主眼とした具体的な整備方針を定め、次世代へ継承するための基盤を構築します。あわせて町民の皆様との協働による保存・活用活動を充実させ歴史的価値に関する情報を積極的に発信することで、地域全体での機運醸成に努めてまいります。また、ハンザケ自然館では、令和７年度より３か年計画でオオサンショウウオの生息調査を実施してまいります。町内全体での調査を通じて身近な自然環境への意識高揚を図るとともに、観察会等の開催による地域との結びつきを深めます。ハンザケ自然館がこれからも地域とともに歩み続けるための拠点となるよう、多様なきっかけづくりを行ってまいります。次に、学校給食についてです。学校給食については食材費や燃料費の高騰が続いておりますが、国の負担軽減措置を最大限に活用し、令和８年度より小学校児童の学校給食費を無償化いたします。中学校につきましては経済状況の影響による改定となりますが、保護者の皆様の負担を極力軽減できるよう元生産者や納入業者と密に連携し、良質な食材の安定確保に奔走してまいります。今後も、安心安全で栄養バランスに優れた給食の提供を最優先とし、同時に子どもたちの健やかな成長を支える給食センターの創意工夫や食の大切さを伝える情報発信を継続し、学校給食への理解と信頼を深めてまいります。次に、矢上高校振興についてです。令和７年度より本事業が教育委員会の所管となったことを受け、矢上高校と地域の未来を考える会・コンソーシアムとの連携を一層強化してまいりました。小中学校への積極的な情報発信や公民館等を拠点とした地域交流の充実に注力した結果、学校と地域の距離は着実にせばまっています。今後もこれらの取組を継続し、町内中学生にとって矢上高校が最も魅力的な進学先となるよう、地元進学率の向上に努めます。また、卒業後も本町との縁を継続する仕組みを構築し、将来的な町内への人材還流を促進することで地域の活力を支える好循環を創出してまいります。最後に、施設の改修・修繕についてです。小中学校の環境整備につきましては和室トイレの洋式化を重点的に進めており、令和７年度末時点で１１校中８校の改修を完了いたしました。令和８年度以降は、市木、阿須那、石見東小学校の改修に着手し校舎内洋式化１００％の達成を目指します。加えて児童生徒及び教職員の安全を確保するため、防犯カメラの設置を順次進めております。令和８年度は、羽須美中学校、瑞穂中学校に設置を行い、町内全小中学校への導入を完了させる予定です。また、令和９年度末の蛍光灯等の製造輸出入終了を見据え、施設のＬＥＤ化を加速させ

ます。令和８年度は、社会教育施設の阿須那・市木公民館及び社会体育施設の中野体育館において、照明のＬＥＤ化工事を実施予定としております。開館から２０年を迎える健康センター元気館については、老朽化した設備の刷新を図ります。令和８年度は、エレベーター、空調、可動椅子、舞台吊り物等のリフレッシュ工事を行い、利用者の皆様の安全性と利便性のさらなる向上に努めてまいります。以上、令和８年度の教育行政の概要及び教育委員会が所管します主な施策について申し上げました。今後とも、議員の皆様をはじめ町民の皆様方の御理解と御支援をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で教育方針は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は１０時５５分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—— 午前１０時４５分 休憩 ——

—— 午前１０時５５分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第７ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第７、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 諮問第１号の提案理由を御説明申し上げます。人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。近年の人権擁護行政を取り巻く状況は、幼児児童に対する虐待やいじめ体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がいのある方に関する問題、さらには夫婦間親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。このような状況の中、人権擁護委員には地域に根ざしこれらの諸問題に理解と熱意を持って取組み、住民からの相談に的確に対応できる人材が求められております。諮問第１号において推薦につき意見を求めようとする和田清文氏

は、令和2年7月1日から人権擁護委員として御尽力いただいております。本年6月30日をもって任期満了を迎えられるに当たり、引き続きその識見と経験を町の人権擁護行政に活かしていただきたく法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。お諮りをいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に御異議はありますか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に異議のないものと答申することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

|           |           |                  |   |
|-----------|-----------|------------------|---|
| （ 日程第 8   | 同意第 1 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 9   | 同意第 2 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 0 | 同意第 3 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 1 | 同意第 4 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 2 | 同意第 5 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 3 | 同意第 6 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 4 | 同意第 7 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 5 | 同意第 8 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 6 | 同意第 9 号   | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 7 | 同意第 1 0 号 | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 8 | 同意第 1 1 号 | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 1 9 | 同意第 1 2 号 | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |
| （ 日程第 2 0 | 同意第 1 3 号 | 邑南町農業委員会委員の任命の同意 | ） |

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第8、同意第1号邑南町農業委員会委員の任命の同

意についてから、日程第20、同意第13号邑南町農業委員会委員の任命の同意についてまで、一定の利害関係を有する除斥となる議員もありませんので一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** 同意第1号から同意第13号の提案理由を御説明申し上げます。邑南町農業委員会委員の任命についてでございますが、現委員の任期満了に伴い次期委員13名を任命するため議会の同意を求めるものでございます。詳細につきましては産業支援課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 同意第1号から同意第13号、邑南町農業委員会委員の任命の同意について御説明いたします。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員は町長が議会の同意を得て任命するとされております。この度任期満了に伴う農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。同意第1号の三上孝行氏は、邑南町上田にお住いの兼業農家でございます。同意第2号の種克也氏は、邑南町阿須那にお住いの兼業農家でございます。同意第3号の片岡里美氏は、邑南町下亀谷にお住いの利害関係を有しない者に該当する方でございます。同意第4号の寺田博樹氏は、邑南町市木にお住いの農業者でございます。同意第5号の服部信彦氏は、邑南町上亀谷にお住いの元認定農業者でございます。同意第6号の沖田浩氏は、邑南町岩屋にお住いの認定農業者でございます。同意第7号の椿徹氏は、邑南町高見にお住いの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。同意第8号の松崎寿昌氏は、邑南町布施にお住いの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。同意第9号の植田眞二氏は、邑南町矢上にお住いの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。同意第10号の柘植勲氏は、邑南町中野にお住いの農業者でございます。同意第11号の藤井晴之氏は、邑南町井原にお住いの兼業農家でございます。同意第12号の荒木晃夫氏は、

邑南町日貫にお住まいの認定農業者でございます。同意第13号の大石幹夫氏は、邑南町日和にお住まいの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。以上13名のうち、認定農業者等は7名となっております。これにより、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する認定農業者等が、委員の過半数を占めるようにしなければならないという要件は満たしております。以上、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） ただいま説明のありました13件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。続きまして、13件について一括して討論を行います。反対討論はありますか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わります。反対討論、賛成討論いずれもございませんでしたので、これら13件について一括して採決を行います。これら13件全て同意することに御異議ありますか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第13号までの13件については、いずれも同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第21 議案第2号

邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正 ）

（ 日程第22 議案第3号

邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収  
条例の一部改正 ）

（ 日程第23 議案第4号

邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

## 利用者負担に関する条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第21、議案第2号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正から、日程第23、議案第4号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第2号から第4号までの提案理由を、御説明申し上げます。議案第2号から議案第4号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。はじめに、議案第2号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正でございますが、これは井原診療所の閉院に伴い条例を改正するものでございます。次に、議案第3号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正でございますが、これは利用者の費用額を変更するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第4号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用負担に関する条例の一部改正でございますが、これは保育料の無償化の対象を拡大するため所要の改正をするものでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第2号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。今回の改正は、令和8年3月末をもって井原診療所を閉院することによるものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。第2条中、井原診療所、邑南町井原2201番地2を削ります。条文に戻りまして、附則、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議案第3号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。この度の改正は、近年の物価高騰などの状況を踏まえ利用者の費用額を改正を行うもので、改正内容といたしましては、新旧対照表のとおり、別表中現行の、（1）邑南町生活管理指導短期宿泊事業の利用1日当たり2,530円を3,173円に、（2）邑南町食の自立支援事業の利用1食当たり400円をご飯付き450円、おかずのみを400円に改正するものです。条文に戻りまして、附則、この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日からとするものでございます。続きまして、議案第4号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、保護者の経済的負担の軽減もう1人産み育てたいと願う方への子育て支援として、これまで3歳児クラスまでの第一子の保護者の皆様から御負担いただいていた保育料を令和8年度より無償化し、利用者負担の改正を行うものです。改正内容といたしましては、新旧対照表のとおり別表備考に9号を追加し、子どもを入所させる場合においては、利用者負担額を全額免除するものでございます。条例に戻りまして、附則、この条例は令和8年4月1日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第24 議案第5号

邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園  
条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 議案第5号につきましては、石國議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により石國議員を除斥したいと思います。これに御異議はありますか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、石國議員を除斥することに決定をいたしました。石國議員の退場を求めます。

（ 石國議員退場 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第24、議案第5号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。議案第5号、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正は、久喜多目的集会所の用途廃止に伴い関係規定を整理するものでございます。詳細につきましては地域みらい課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第5号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、邑南町久喜にございます久喜多目的集会所を令和7年度末で用途廃止することに伴いまして、議案に添付しています新旧対照表のとおり、久喜多目的集会所の表記を削除するものでございます。また、条例名にあります多目的集会所は、久喜多目的集会所1施設のみであるため、久喜多目的集会所の削除にあわせ、条例の名称も邑南町自治会館及び農村公園条例と改めるものでございます。条文に戻りまして、施行日は附則のとおり令和8年4月1日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めることとさせていただきます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております石國議員の入場を求めます。

( 石國議員入場 )

~~~~~〇~~~~~

- ( 日程第 2 5 議案第 6 号  
邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金  
条例の一部改正 )
- ( 日程第 2 6 議案第 7 号  
邑南町いこいの村しまね条例の一部改正 )
- ( 日程第 2 7 議案第 8 号  
いわみ温泉活用施設条例の一部改正 )
- ( 日程第 2 8 議案第 9 号  
邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正 )
- ( 日程第 2 9 議案第 1 0 号  
邑南町香木の森公園条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 0 議案第 1 1 号  
邑南町定住住宅管理条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 1 議案第 1 2 号  
邑南町奨学基金条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 2 議案第 1 3 号  
邑南町研修施設条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 3 議案第 1 4 号  
邑南町学校給食費条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 4 議案第 1 5 号  
瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 5 議案第 1 6 号  
邑南町奨学生審査会条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 6 議案第 1 7 号  
邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正 )
- ( 日程第 3 7 議案第 1 8 号  
邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に  
関する条例の一部改正 )
- ( 日程第 3 8 議案第 1 9 号  
邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁  
に関する条例の一部改正 )

( 日程第 3 9 議案第 2 0 号

邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 )

( 日程第 4 0 議案第 2 1 号

邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 2 5、議案第 6 号邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正から、日程第 4 0、議案第 2 1 号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正までを、一括議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 6 号から第 2 1 号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第 6 号から議案第 2 1 号は条例の一部改正及び全部改正について、議会の議決を求めるものでございます。はじめに議案第 6 号邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正でございますが、これは口羽矢上線、邑南川本線の経路変更に伴い、関係規定を整備するものでございます。次に、議案第 7 号邑南町いこいの村しまね条例の一部改正でございますが、これは、利用料金の区分変更・上限額の設定などを行うため関係規定を整備するものでございます。次に、議案第 8 号いわみ温泉活用施設条例の一部改正でございますが、これは、利用料金の区分変更。上限額の設定などを行うため関係規定を整備するものでございます。次に、議案第 9 号邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正でございますが、これは利用料金の区分変更・上限額の設定などを行うため関係規定を整備するものでございます。次に、議案第 1 0 号邑南町香木の森公園条例の一部改正でございますが、これは利用料金の区分変更・上限額の設定などを行うため関係規定を整備するものでございます。次に、議案第 1 1 号邑南町定住住宅管理条例の一部改正でございますが、これは島根県住宅供給公社から譲与される建物を町営住宅として利用するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 1 2 号邑南町奨学基金条例の一部改正でございますが、これは基金額の減額により所要の改正をするものでございます。次に、議案第 1 3 号邑南町研修施設条例の一部改正でございますが、これは食材価格高騰等によりひと月当たりの使用料を増額するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 1 4 号邑南町学校給食費条例の一部改正でございますが、これは食材価格高騰等により給食費の日

額を増額するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 15 号瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正でございますが、これは上田所観察施設の用途を廃止するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 16 号邑南町奨学生審査会条例の一部改正でございますが、これは委員の構成を変更するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 17 号邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正は、国家公務員の旅費制度の改正及び昨今の宿泊費等の実勢価格を踏まえ、制度全体を見直すものでございます。次に、議案第 18 号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、議案第 17 号の邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い所要の改正をするものでございます。次に、議案第 19 号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、一部非常勤特別職の報酬見直し及び議案第 17 号の邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い所要の改正をするものでございます。次に、議案第 20 号邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございますが、引用する地方自治法との条ずれを修正するため所要の改正をするものでございます。次に、議案第 21 号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございますが、これは非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い所要の改正をするものでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願ひします。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議案第 6 号邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、町営バス口羽矢上線の経路変更に伴うもの及び川本町からの要望に基づきます。現在工事中の加藤病院新築移転に伴う邑南川本線の経路変更により、必要な各条例の改正を行うものでございます。議案に添付しております新旧対照表の 2 分の 1 ページを御覧ください。まず口羽矢上線についてでございますが、運行区間に記載がありますように現行の起点終点となっておりました口羽駅を、改正後案のとおり羽須美支所に変更するものでございます。また邑南川本線についても、同様に起点終点となっておりました石見川本から、新設される加藤病院へ変更するものでございます。条文に戻しまして、邑南町町営バス条例の一部を改正とする第 1 条及び第 2 条につきましては、いずれも条例中の各路線に記載のある運行期間に起点終点及び経由地を記載しておりま

すので、この度の経路変更によりまして必要な改正を行うものでございます。また同様に邑南町バス料金条例の一部改正とする第3条につきましては、町外連絡線となる邑南川本線の普通料金表について加藤病院を追加し必要な改正を行うものでございます。施行日につきましては、第1条の口羽矢上線の変更に伴うものを令和8年4月1日から、第2条及び第3条の邑南川本線の改正に伴うものは新たな加藤病院が開院する同年5月2日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議案第7号から議案第10号の条例の一部改正について、御説明申し上げます。いずれの条例も観光施設の要素を持つ施設の管理条例で、この度の改正は季節や社会情勢など需要動向の変動に対応するため、利用料金に関する規定を改正するものでございます。そしていずれの改正も利用区分ごとに、その0.8倍から1.2倍の範囲内で運用するよう定めた利用料金の基準額を上限額として見直した上で額を改定し、その額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定める旨規定するものでございます。議案第7号邑南町いこいの村しまね条例の一部改正は、新旧対照表のとおり第13条第3項に基づき、宿泊会議場等の利用料金を規定した別表について利用区分を整理統合した上で、利用料金の基準額を上限額として改定しております。議案第8号いわみ温泉活用施設条例の一部改正は、新旧対照表のとおり第13条第3項に基づき温泉利用料金を規定した別表について利用区分に休憩室も加えて整理し、利用料金の基準額を上限額として額を改定しております。議案第9号邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正は、新旧対照表のとおり第13条第3項に基づき和室体験実習室の利用料金を規定した別表について、利用料金の基準額を上限額として額を改定しております。議案第10号邑南町香木の森公園条例の一部改正は、新旧対照表のとおり第22条第3項に基づきバンガローの利用料金を規定した別表について利用区分を1棟当たりから1人当たりへ改め、利用料金の基準額を上限額として額を改定しております。議案第7号から議案第10号のいずれも、改正条文のとおりこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、沖野資産経営課長。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議案第11号 邑南町定住住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明いたします。この度の改正は、島根県住宅供給公社より譲与される建物を邑南町定住住宅として使用するため、対象の建物を邑南町定住住宅管理条例に追加しようとするものです。改正内容について新旧対照表で説明いたします。第6号第2項中ヤングスポットいわみの次に及びメゾンルナを加えます。また、別表にメゾンルナ 邑南町下田所564番地。平成7年度。鉄骨造2階45.06平方メートル。1LDK。8戸。3万1,000円。メゾンルナ 邑南町下田所564番地。平成7年度。鉄骨造2階。60.44平方メートル。1LDK。4戸。3万5,000円を加えます。条文に戻りまして、附則この条例は令和8年4月18日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○**原学びのまち総務課長（原拓矢）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、原学びのまち総務課長。

○**原学びのまち総務課長（原拓矢）** 邑南町奨学基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、邑南町奨学金条例第15条の規定による償還免除者の決定に伴う基金額の減額によるものでございます。新旧対照表を御覧ください。第2条の基金の額を、6,220万2,000円から120万円減額の、6,100万2,000円に改める内容となっております。条文に戻りまして、この条例は公布の日から施行いたします。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○**田村学びのまち推進課長（田村成生）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、田村学びのまち推進課長。

○**田村学びのまち推進課長（田村成生）** 議案第13号について御説明いたします。邑南町研修施設条例の一部改正について御説明申し上げます。この度の改正は近

年の食材価格高騰、主に米価格の高騰により充実した食事を提供することが今後困難になると心配されることから、邑南町研修施設条例第6条の規定による1人1月当たりの使用料を、令和8年4月から5,000円増額するというものでございます。新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。第8条第1項第3号中、同項を削る。それから第6条関係の別表の基準額を1人1月当たり3万9,000円から5,000円増額の4万4,000円に改める内容となっております。条文に戻りまして、令和8年4月1日から施行いたします。続きまして、議案第14号でございます。邑南町学校給食費条例の一部改正について、御説明いたします。この度の改正は近年の食材価格高騰、米価格の高騰により充実した給食の提供に今後困難になるという状況が心配されるため、邑南町学校給食費条例第2条の規定による日額を、令和8年4月から増額するものでございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条関係の別表、日額を小学校児童教職員分と学校給食会職員分を281円から307円に改め、中学校生徒教職員分を318円から345円に改めるものでございます。条文に戻りまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。続きまして、議案第15号でございます。瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正について、御説明いたします。この度の改正は、公共施設総合管理計画にございます保有する財産の活用処分に関する基本方針にのっとり、瑞穂ハンザケ自然館の上田所観察施設について恒常的使用の予定がないため、施設の有効利用を図ることを目的に行政財産から普通財産に用途廃止するものでございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条の表中から上田所観察施設を削除いたします。条文に戻りまして、この条例は公布の日から施行いたします。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものものでございます。よろしくお願いします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議案第16号邑南町奨学生審査会条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、第3条において組織する委員の所属から議会議員を削るものです。添付しております新旧対照表を御覧ください。第3条第1項中第1号を削り、第2号を1号とし、第3号を2号とし、1号ずつ繰り上げるものです。条文に戻り、附則この条例は公布の日からとし、経過措置として議員にその職にある委員の任期は、改正後の第3条の規定にかかわらず従前の例とするものです。続いて、議案第17号邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正について、御説

明申し上げます。この度の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の大幅な改正に伴い、現行の旅費に関する条例を昨今の宿泊費等の変動等に対応した改正を行うものです。また、全体的に国の旅費の改正をもとに全体的に改正をしております。新旧対照表を御覧ください。18分の1ページ。第2条定義を新たに設け第1項第1号から第4号まで出張、赴任、遺族、旅費役務提供者を定めております。18分の2ページから18分の6ページ。第2条旅費の支給から第9条旅費の請求手続まで国の旅費の改正に合わせた改正を行っております。第10条鉄道賃から18分の9ページ第12条航空賃について、第1項各号に定める料金の合計額とする改正を行います。第13条車賃について第4項にて指定地域への加算を支給していましたが削除し、18分の10ページ、その他の交通費について国の改正に合わせて改正し、第15条宿泊費について地域の実情及び特別職一般職の区分で支給とします。18分の11ページ第16条包括的宿泊費ですが、移動及び宿泊に対する1体の対価いわゆるパック料金の規定を新たに設けました。18分の12ページ第18条旅費の支給の上限から、18分の14ページ第22条国家公務員等の旅費に関する法律等の適用まで、国の旅費の改正に合わせた改正を行います。条文に戻り、この条例は令和8年4月1日から施行とし、経過措置としてこの条例の施行日以降に出発する旅費から適用し、同日前に出発した旅行については従前の例とするものです。続いて、議案第18号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、邑南町職員の旅費に関する条例の改正に伴い関係する条例の整備を行うものです。添付しております新旧対照表を御覧ください。第8条旅費ですが、旅費の種類について新たにその他交通費、包括的宿泊費と邑南町職員の旅費に関する条例に改正する内容により改正するものです。条文に戻り、附則この条例は令和8年4月1日から施行といたします。続いて、議案第19号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、邑南町職員の旅費に関する条例の改正に伴い関係する条例の改正を行うものと、社会福祉相談員の報酬の見直しを行うものです。新旧対照表を御覧ください。3分の1ページ第4条費用弁償ですが、邑南町職員の旅費に関する条例に規定した内容により改正するものです。別表第1、第2条第4条関係ですが、社会福祉相談員の報酬について、現行会長年3万6,000円、副会長年3万3,000円、委員年3万2,000円を、改正案では、会長年7万2,000円、副会長年6万6,000円、委員年6万円に改正します。別表第2第4条関係ですが、各区分ごとに定めた額を宿泊料定額規定等を削除し邑南町職員の旅費に関する条例に改正する内容で整理いたしました。条文に戻り、附則この条例は令和8年4月1日から施行いたします。続いて、議案第20号邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に

ついて、御説明申し上げます。この度の改正は、引用をする地方自治法の条番号とのずれが生じているため整合性を図るため改正するものです。第1条実費弁償第1項第3号及び第5号について、条ずれ箇所の修正を行います。条文に戻り、附則この条例は公布の日から施行いたします。続いて、議案第21号邑南町消防団等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、非常勤消防団等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い補償基準額等を改正するものです。新旧対照表を御覧ください。3分の1ページ、現行の第5条の補償基礎額第2項第2号で、補償基礎額の最低額を現行の9,700円から改正後案では1万円。補償基礎額の最高額を現行の1万4,500円から、改正後案では1万5,000円に改めます。3分の2ページ、同じく第3号で現行の扶養に係る補償基礎額の加算について、第1号扶養親族1人につき100円を改正後案では433円に、同項第1号を削り第2号を第1号とし第3号から第6号までを1号ずつ繰上げます。また別表第5条関係補償基礎額表において、階級と勤続年数ごとに改正を行っております。条文に戻り、附則この条例は令和8年4月1日から施行するとし、施行日前に支給すべき事由の発生した損害補償及び傷病補償年金等については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第41 議案第22号  
邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第41、議案第22号邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第22号の提案理由を御説明申し上げます。議案第22号邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止についてでございますが、これは当該

施設の用途廃止に伴い廃止するものでございます。詳細につきましては、医療福祉政策課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議案第22号邑南町高齢者ふれあいプラザ条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。邑南町高齢者ふれあいプラザは、高齢者の創作活動等を通じた生きがい・健康づくり・介護予防を目的とする施設として設置しております。近年利用団体の活動拠点の移行や高齢による活動の減少があり、ほとんど利用がない状況が続いておりました。この度その活動をお辞めになり今後の利用の見込もないことから、その用途を廃止し本条例を廃止するものでございます。条文に戻しまして、附則この条例は令和8年4月1日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第42 議案第23号

邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第42、議案第23号邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第23号の提案理由を御説明申し上げます。議案第

23号邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、これは全ての市町村で本格的な実施が義務づけられている乳児等通園支援事業の実施に当たり、必要な条例を制定するものでございます。詳細につきましては、医療福祉政策課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議案第23号邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。この度の条例は、令和8年度から全ての市町村で本格的な実施が義務づけられている乳児等通園支援事業通称こども誰でも通園制度を実施するに当たり、町は乳児等通園支援事業を行う事業者に対し乳児等支援給付費を支給することが定められており、給付費の支給のための確認手続を行う必要があることから、町が行う確認事務の必要となる確認基準条例を新たに制定するものでございます。この確認の基準は、内閣府令で定める基準特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、または参酌して町が条例で定めていることから、本町において従うべき基準・参酌すべき基準ともに国の基準のとおりとし、本条例を制定するものでございます。第1章の総則では、趣旨、一般原則を定めております。第2章の乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の第1節では利用定員に関する基準を、第2節では面談や提供記録、支払や運営規程等について運営に関する基準を定めております。条文に戻りまして、附則、この条例は令和8年4月1日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第43 議案第24号 財産の無償譲渡（公営住宅） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第43、議案第24号財産の無償譲渡を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第24号の提案理由を御説明申し上げます。議案第24号財産の無償譲渡についてでございますが、島根県住宅供給公社から譲与される住宅を医療従事者宿舎として活用するため、当該財産を無償で譲渡するものでございます。詳細につきましては資産経営課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、沖野資産経営課長。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 議案第24号財産の無償譲渡について説明いたします。この議案は、町有資産を医療従事者の宿舎として活用することが地域医療の維持と発展に寄与できるため、医療法人徳祐会に対し町有資産を無償で譲渡しようとするものです。譲渡する財産は、建物、名称、共同住宅。所在、邑南町高見924番6。構造、鉄骨造2階建面積、1階94.62平方メートル。2階94.62平方メートル。土地。所在、邑南町高見924番6。地目、宅地。面積、728.26平方メートル。所在、邑南町高見924番5。地目、雑種地。面積、240平方メートル。所在、邑南町高見3159番2。地目、公衆用道路。面積、74平方メートル。譲渡価格は無償。譲渡する相手方は、島根県邑智郡邑南町山田33番地6。医療法人徳祐会理事長三上博信。譲渡の時期は、令和8年4月18日でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第44 議案第25号 邑南町第3次総合振興計画の策定  
日程第45 議案第26号 邑南町過疎地域持続的発展計画の策定  
日程第46 議案第27号 邑南町観光戦略の廃止 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４４、議案第２５号邑南町第３次総合振興計画の策定から、日程第４６、議案第２７号邑南町観光戦略の廃止までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第２５号から第２７号の提案理由を、御説明申し上げます。これらは邑南町議会基本条例第８条の規定に基づき、計画の策定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。はじめに議案第２５号は、令和８年度から１０年間を計画期間とする邑南町第３次総合振興計画を策定するものでございます。次に議案第２６号は、令和８年度から５年間を計画期間とする邑南町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。次に議案第２７号邑南町観光戦略の廃止についてでございますが、令和２年度に策定したこの戦略を今後は更新せず総合振興計画に基づき実施していくこととするため、廃止するものでございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第２５号邑南町第３次総合振興計画の策定について、御説明申し上げます。邑南町の最上位計画である第２次総合振興計画の計画期間が令和７年度をもって終了することに伴い、今後１０年間の新たな町政運営の指針となるべき次期計画を策定するものでございます。また本年度はまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略である、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略２０２０及び邑南町過疎地域持続的発展計画の改定時期にも当たることから、これらの計画を並行して策定し、次期第３次総合振興計画においては総合振興計画と総合戦略を一体的に策定するとともに、人口ビジョンの改定を行ったところでございます。本計画の策定に当たりましては広く住民の皆様から御意見を伺うために、住民会議の開催やＷｅｂアンケートの調査の実施、小中学生による１０年後を思い描いたメッセージカードの作成のほか町内事業所や町内在住の外国人の方への聞き取りを行う

など、町民の皆様の本町の将来に対する思いを幅広く把握する取組を進めてまいりました。また、令和7年3月には町長から邑南町振興計画審議会に対し基本構想及び基本計画について諮問を行いまして、令和8年2月2日に答申をいただいたところでございます。続きまして、第3次総合振興計画の内容について御説明を申し上げます。本計画は、序論・基本構想・基本計画・計画の実現に向けての4部構成としております。序論では、総合振興計画策定にあたっての基本的な考え方、計画の位置づけ・期間・構成及び本町の現状について記載をしております。基本構想では次の10年で目指すべき方向性を示し、まちづくりの理念を地域とつながり挑戦を育む町としております。重要目標達成指標KGIとしましては、総人口8,000人の維持のほか、15歳未満人口の比率9.3%の維持、住民アンケートによります幸福度100%を設定をしております。基本計画では、理念を実現するため4つの柱、ひとを育てる、しごとを伸ばす、くらしを守る、つながりを深めるのもとに、27の取組方針を体系的に整理し、具体的な施策内容、目標及び指標を示しております。最後の項目では、計画の実現に向けての推進体制及び検証方法を記載しております。町と町民が協働してまちづくりを進めるための短期・長期のPDCAサイクルやそれぞれの役割を明確にしております。以上のとおり、本計画は、町民及び地域運営組織の皆様とともに理念である地域とつながり挑戦を育む町の実現を目指し、今後10年間の町政運営の指針とするものでございます。以上、邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第26号邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。国の過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策措置法が10年間の時限立法として制定されて以来これまで約50年にわたり特別措置が講じられてきましたが、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもとに令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたところです。この法の第8条の定めるところにより策定しました、邑南町過疎地域持続的発展計画の計画期間が2026年令和8年3月31日に満了することから、引き続き令和8年度から5年間を計画期間とする新たな計画を策定し、過疎地域の持続的発展に資する各施策に取り組むものでございます。計画の名称は、邑南町過疎地域持続的発展計画として、計画期間は2026年令和8年4月1日から2031年令和13年3月31日までの5年間としております。以上、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第27号 邑南町観光戦略の廃止について、御説明申し上げます。邑南町観光戦略は本町の観光が目指すべき姿や必要な取組などを示すことを目的に令和2年度から策定したもので、コロナ禍の影響も考慮して昨年度に1年間延長し計画期間を令和8年3月31日までとしております。この間の取組は町の観光の方向性を整理する上で一定の役割を果たす一方で、感染症や自然災害、社会情勢の変化などの新たな課題も発生し、また観光ニーズの多様化や旅行形態の変化する中、固定的な計画に基づく推進には限界がありより柔軟な対応が求められているところでもございます。今後はこれまで整理した考えを踏まえつつ、総合振興計画等の上位計画に基づきまして個別の施策や事業により観光振興に取り組んでいくこととして、邑南町観光戦略につきましては次期計画は策定せず、現在の計画期間満了をもって終了することといたします。以上、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで説明の途中ですが休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分といたします。よろしくお願いいたします。

—— 午後 0時00分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第47 議案第28号

指定管理期間の変更（高齢者ふれあいプラザ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第47、議案第28号指定管理期間の変更を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第28号の提案理由を御説明申し上げます。議案第28号邑南町高齢者ふれあいプラザの指定管理期間の変更についてでございますが、当該施設の用途廃止に伴い指定期間の変更を行うものでございます。詳細につきましては、医療福祉政策課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議案第28号邑南町高齢者ふれあいプラザの指定管理期間の変更について、御説明申し上げます。現在社会福祉法人邑南町社会福祉協議会を指定管理者とし、その期間を令和11年3月31日としておりますけれども、先ほど申し上げました議案第22号邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止に伴い令和8年3月31日に変更したいと思うものです。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第48 議案第29号  
指定管理者の指定（納骨堂「無量寿堂」）

（ 日程第49 議案第30号  
指定管理者の指定（自治会館） ）

（ 日程第50 議案第31号  
指定管理者の指定（邑南町青少年旅行村） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第48、議案第29号指定管理者の指定から、日程第50、議案第31号指定管理者の指定までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第29号から第31号の提案理由を、御説明申し上げます。これらは、公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。はじめに議案第29号は、邑南町町営納骨堂無量寿堂の指定管理者を無量寿堂管理委員会に指定しようとするものでございます。次に議案第30号は、18件の自治会館の指定管理者をそれぞれ別紙のとおり指定しようとするものでございます。次に議案第31号は、邑南町青少年旅行村の指定管理者を株式会社ウェルスに指定しようとするものでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第29号指定管理者の指定、邑南町営納骨堂無量寿堂について御説明申し上げます。邑南町営納骨堂無量寿堂につきましては、現在無量寿堂管理委員会を指定管理者として指定しております。指定期間は令和8年3月31日をもって終了いたしますが、引き続き指定管理者として選定することが適当であると判断し、令和13年3月31日までの5年間を継続して指定するものでございます。この指定につきましては、2月12日に庁議に諮り指定管理者の候補者として同委員会を選定し、本日提案させていただくものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第30号指定管理者の指定について、御説明申し上げます。議案に添付しております別紙を御覧ください。この一覧表にありま

す18件の自治会館の指定管理期間が、令和8年3月31日をもって満了いたします。これらの施設は農村環境の改善と住民福祉の増進を目的に設置されており、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例並びに同管理運営規則に規定する指定管理者となる基準を満たす団体として、それぞれの自治会が最適と判断するとともに、これまでの指定期間においても善良かつ適正に管理がなされておりますので、引き続き自治会館の設置場所に所在する自治会を、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間、指定管理者に指定しようとするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第31号指定管理者の指定について御説明申し上げます。邑南町青少年旅行村は邑南町山田にある公の施設でございます。これまで邑南リゾートが指定管理を受けて運営し指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了いたしますが、この間管理運営状況が良好であったことから非公募とし、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を指定管理期間とするものです。なお、邑南リゾートは、グループ企業内での業務統合に伴いまして、同一グループ内の株式会社ウェルスが運営方針及び職員体制をそのまま引き継ぐ予定であることから、今回は同社を指定管理者とするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第51 議案第32号

指定管理者の指定（邑南町三江線鉄道公園）

●漆谷議長（漆谷光夫） 議案第32号につきましては中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により中村議員を除斥したいと思います。これに御異議はありますか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

（ 中村議員退場 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第51、議案第32号指定管理者の指定を議題いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第32号の提案理由を御説明申し上げます。議案第32号は、邑南町三江線鉄道公園の指定管理者を特定非営利活動法人江の川鐵道に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、産業支援課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第32号指定管理者の指定について御説明申し上げます。邑南町三江線鉄道公園は、邑南町下口羽及び宇都井にある公の施設でございます。これまで、特定非営利活動法人江の川鐵道が指定管理を受けて運営し指定期間が令和8年3月31日をもって満了いたしますが、この間管理運営状況が良好であったことから非公募とし、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を指定期間とし、同社を指定管理者とするものでございます。以上地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

（ 中村議員入場 ）

~~~~~○~~~~~

- ( 日程第 5 2 議案第 3 3 号 指定管理者の指定  
( 邑南町農産物処理加工施設) )
- ( 日程第 5 3 議案第 3 4 号 指定管理者の指定  
( 邑南町川舟管理施設) )
- ( 日程第 5 4 議案第 3 5 号 指定管理者の指定  
( 邑南町共同処理加工場) )
- ( 日程第 5 5 議案第 3 6 号 指定管理者の指定  
( 邑南町農業近代化施設「邑南町育苗施設」) )
- ( 日程第 5 6 議案第 3 7 号 指定管理者の指定  
( 邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設) )
- ( 日程第 5 7 議案第 3 8 号 指定管理者の指定  
( 邑南町堆肥化処理施設基幹処理場) )
- ( 日程第 5 8 議案第 3 9 号 指定管理者の指定  
( 邑南町木質バイオマスチップ製造施設) )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 5 2、議案第 3 3 号指定管理者の指定から、日程第 5 8、議案第 3 9 号指定管理者の指定までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 3 3 号から第 3 9 号の提案理由を、御説明申し上げます。これらは公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。はじめに議案第 3 3 号は、邑南町農産物処理加工施設の指定管理者を、特定非営利活動法人たかはらんどに指定しようとするものでございます。次に議案第 3 4 号は、邑南町川舟管理施設の指定管理者を川舟管理施設管理組合に指定しようとするものでございます。次に議案第 3 5 号は、邑南町共同処理加工場の指定管理者を、亀谷自治会に指定しようとするものでございます。次に議案第 3 6 号は、邑南町農業近代化施設邑南町育苗施設の指定管理者を、島根県農業協同組合に指定しようとするものでございます。次に、議案第 3 7 号は、邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設の指定管理者を島根県農業協同組合に指定しようとするものでございます。次に、議案

第38号は、邑南町堆肥化处理施設基幹処理場の指定管理者を島根県農業協同組合に指定しようとするものでございます。次に、議案第39号は、邑南町木質バイオマスチップ製造施設の指定管理者を島根県森林組合連合会に指定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、産業支援課長が説明しますので、よろしくお願い致します。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議案第33号から第39号の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。いずれも指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月1日からの指定管理者について提案するものでございます。議案第33号邑南町農産物処理加工施設は、邑南町下田所にある公の施設でございます。これまで、産直市みずほ企業組合が1年間の指定管理を受けて運営し、その間、用途廃止も検討いたしましたが継続の要望もあり、指定管理の条件等を変更し指定管理者の公募を行いました結果、1団体から応募がございました。事業提案を受け、選定委員会で選定した結果、それを庁議に諮り指定管理候補者を最終決定し、本日提案するものでございます。指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人たかはらんどで、指定期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間とするものでございます。次に、議案第34号邑南町川舟管理施設は邑南町下口羽に、議案第35号邑南町共同処理加工場は邑南町下亀谷にあるそれぞれ公の施設でございます。いずれもこれまでの管理運営状況が良好であったことから非公募とし引き続き、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を指定期間とし指定管理者はそれぞれ引き続き、議案第34号は川舟管理施設管理組合、議案第35号は亀谷自治会とするものでございます。次に、議案第36号邑南町農業近代化施設邑南町育苗施設は邑南町阿須那に。議案第37号邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設は、邑南町原村に。議案第38号邑南町堆肥化处理施設、基幹処理場は、邑南町中野に。議案第39号邑南町木質バイオマスチップ製造施設は、邑南町下田所にある公の施設でございます。いずれもこれまでの管理運営状況が良好であったことから非公募とし、引き続き、令和8年7月1日から令和13年3月31日までの5年間を指定期間とし、指定管理者はそれぞれ引き続き、議案第36号から議案第38号では島根県農業協同組合、議案第39号では島根県森林組合連合会とするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 9 議案第 4 0 号  
町道路線の廃止（ 1 路線の廃止） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 5 9、議案第 4 0 号町道路線の廃止を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 4 0 号の提案理由を御説明申し上げます。議案第 4 0 号は、町道 1 路線を廃止しようとするものでございます。詳細につきましては建設課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○小笠原建設課長（小笠原清） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原建設課長。

○小笠原建設課長（小笠原清） 議案第 4 0 号町道路線の廃止について御説明いたします。議案書に添付している町道路線廃止調書を御覧ください。路線は瑞穂地域の市木地内にあります町道滝ヶ谷線です。今回の廃止は、県道改良に伴い町道の起点側の取付位置が変更となったためであります。次ページにあります路線廃止位置図もあわせて御覧ください。町道滝ヶ谷線は、県道田所国府線より分岐し起点市木 1 8 1 番 8 地先から終点市木 5 6 0 1 番 1 地先までの区間 3 5 2 m を廃止するものでございます。以上、道路法第 1 0 条第 1 項の規定により町道の路線を廃止したいので、同法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 6 0 議案第 4 1 号  
町道路線の廃止（ 1 路線の認定） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 6 0、議案第 4 1 号町道路線の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 4 1 号の提案理由を御説明申し上げます。議案第 4 1 号は、町道 1 路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては建設課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○小笠原建設課長（小笠原清） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原建設課長。

○小笠原建設課長（小笠原清） 議案第 4 1 号町道路線の認定について御説明いたします。議案書に添付してあります町道路線認定調書を御覧ください。路線は瑞穂地域の市木地内にあります町道滝ヶ谷線です。今回の認定は、県道改良に伴い町道の起点側の取付位置が変更となったためであります。次ページにあります路線認定位置図もあわせて御覧ください。町道滝ヶ谷線は、県道田所国府線より分岐し起点市木 1 8 2 番 9 地先から終点市木 5 6 0 1 番 1 地先までの路線延長 3 5 8 . 1 2 m を認定するものでございます。以上、道路法第 8 条第 1 項の規定により町道の路線を認定したいので、同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 6 1 議案第 4 2 号

令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 1 号 )

( 日程第 6 2 議案第 4 3 号

令和 7 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計  
補正予算第 5 号 )

( 日程第 6 3 議案第 4 4 号

令和 7 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第 5 号 )

( 日程第 6 4 議案第 4 5 号

令和 7 年度 邑南町 電気通信事業特別会計  
補正予算第 3 号 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 6 1、議案第 4 2 号令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 1 号から、日程第 6 4、議案第 4 5 号令和 7 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 3 号までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 4 2 号から議案第 4 5 号までの提案理由を御説明申し上げます。まず議案第 4 2 号令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 1 号は、歳入歳出それぞれ 6 億 4, 2 6 2 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。次に議案第 4 3 号令和 7 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号は、歳入歳出それぞれ 1, 0 9 1 万 6, 0 0 0 円を追加するものでございます。次に議案第 4 4 号令和 7 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 5 号は、歳入歳出それぞれ 1, 0 9 2 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。次に議案第 4 5 号令和 7 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 3, 0 8 5 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございます。以上詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第42号令和7年度邑南町一般会計補正予算第11号について、説明をいたします。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが歳入歳出それぞれ6億4,262万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を132億2,180万2,000円とするものです。この度の補正予算の主な内容は、各事業の実績見込による歳入歳出の減額や国の補正予算により普通交付税が追加交付されることによる財源の調整などです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載をしております。第2条の繰越明許費は、6ページから7ページの第2表繰越明許費のとおりです。年度内の執行が困難と見込まれる事業について翌年度への予算の繰越しの設定を行うもので、金額はそれぞれ限度額です。2款総務費1項総務管理費の普通財産解体処分費1,575万6,000円や、3款民生費1項社会福祉費の島根県低所得世帯緊急支援給付費及びその事務費4,935万8,000円など、29事業で繰越明許費合計額は4億9,970万1,000円です。第3条の債務負担行為の補正は、8ページの第3表債務負担行為補正のとおりです。変更分としまして農業経営基盤強化資金利子補給金について、平成24年度から令和14年度までの期間を平成24年度から令和15年度までに変更し、限度額を385万6,000円に設定するものです。これは据置期間及び償還期限が1年延長されることに伴う融資内容の変更のため、債務負担行為の期間を変更するものです。第4条の地方債の補正は9ページの第4表地方債補正のとおりで、追加分は令和7年8月豪雨に伴う災害復旧事業のため、現年発生農地補助災害一般単独災害復旧事業債を250万円追加するものです。変更分ですが主なものは、交通施設整備事業債が、口羽ターミナル整備事業費の実績見込みにより2,200万円減額の6,560万円。いわみスタジアム整備事業債が、いわみスタジアムLED照明工事費の確定により1,720万円減額の4,030万円など。これにより補正後の地方債限度額の合計は11億450万円となります。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページの歳入です。1款町税1項町民税は、個人所得の増や事業所の収益増により3,159万8,000円を追加するものです。2項固定資産税1目固定資産税は、経年による償却資産の減などにより900万円を減額するものです。6ページの10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税で臨時経済対策費・臨時財政対策債償還基金費及び給与改定費の創設などにより交付税が追加交付されるため、1億5,792万3,

０００円を追加するものです。８ページの１４款国庫支出金２項国庫補助金２目総務費国庫補助金は３億４，４６５万１，０００円を減額するもので、主なものは、地域脱炭素移行再エネ推進交付金の実績見込みに伴い４億２，１９７万円の減額。デジタル基盤改革支援補助金が、自治体情報システム標準化に係る補助金の交付額決定に伴い、７，５７０万８，０００円の追加などです。同じく８目土木費国庫補助金は１，９８４万８，０００円を減額するもので、主なものは、社会資本整備総合交付金（道路）が交付額決定に伴い１，４３６万４，０００円の減額などです。１０ページの１５款県支出金２項県補助金３目民生費県補助金は４，４６６万８，０００円を追加するもので、主なものは、島根県低所得世帯緊急支援事業補助金が、低所得世帯へ支援金を給付するための財源で４，９３５万８，０００円の追加などです。６目農林水産業費県補助金は２，１９２万７，０００円を減額するもので、主なものは、交付額決定に伴い中山間地域等直接支払制度事業費補助金が１，３２６万３，０００円の減額。１２ページ１３ページの新規就農者整備支援事業補助金が、実績見込により１，４１５万３，０００円の減額などです。１１目災害復旧費県補助金は、令和７年７月及び８月豪雨災害に係る農地農業用施設災害復旧費補助金の補助率のかさ上げに伴い、１，９９４万１，０００円を追加するものです。１４ページの１６款財産収入２項財産売払収入２目物品売払収入は、町行造林整備事業費の事業量減に伴い、町行造林立木売払収入を２，２４９万９，０００円減額するものです。１８款繰入金２項基金繰入金１目財政調整基金繰入金は２億７，６９６万９，０００円を減額し繰入額をゼロとするもので、これにより財政調整基金の令和７年度末残高は１２億１，８３２万円となる見込みです。１６ページの２８目邑南町森林環境保全対策基金繰入金は、邑南町森林環境保全対策基金活用事業の実績見込みにより、１，８４４万３，０００円を減額するものです。２０款諸収入４項受託事業収入１目普通建設事業受託事業収入は、森林研究整備機構造林受託事業費の事業量減に伴い、森林研究整備機構造林受託事業収入を２，５１５万６，０００円減額するものです。１８ページの２１款町債は、第４表地方債補正で説明のとおりです。２２ページから歳出です。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は６，５２３万７，０００円を追加するもので、主なものは、００２の０１一般管理費が邑智病院との職員相互派遣に係る人件費負担金を９９０万４，０００円の追加。０３財政調整基金管理費が財政調整基金積立金を３，７９４万８，０００円の追加。１６減債基金管理費が、普通交付税で新たに創設されました臨時財政対策債償還基金費の追加交付分を令和８年度及び令和９年度の償還財源とするため、減債基金積立金を１，７９８万８，０００円の追加などです。６目企画費は４億４，１８８万９，０００円を減額するもので、主なものは、０４２脱炭素先行地域づくり事業費がＰＰＡ事業の実績減に伴い４億１，９０５万９，０００円の減

額。０４５口羽ターミナル整備事業費が、事業実績により２，１６３万円の減額などです。２４ページの１２目生活交通確保対策事業費は１９５万円を追加するもので、主なものは、０１３民間バス事業者補助事業費が作木線運行に係る欠損補助金の増加などによる、２２６万６，０００円の追加などです。２６ページの４項選挙費４目町議会議員選挙費は、事業費確定により１，５１６万１，０００円を減額するものです。２８ページの３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費は４，８１４万円を追加するもので、主なものは、３０ページ３１ページの０４６島根県低所得世帯緊急支援給付事業費が、県の補助事業によりエネルギー食料品等の価格高騰に直面した非課税世帯へ支援を行うため、４，９３５万８，０００円の追加などです。３２ページの２項児童福祉費２目児童福祉措置費は１，９１６万円を減額するもので、主なものは、００１の０３民間保育所運営対策事業補助費が実績見込みにより７２３万５，０００円の減額。００６地域子ども子育て支援事業費が、保育士の人員配置ができなかったことによりまして、１，０１０万４，０００円の減額などです。３４ページの３項生活保護費１目生活保護総務費は１９５万４，０００円の追加で、外国人保護の事務に係る情報連携のための生活保護システム改修事業費など追加するものです。４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は６３６万５，０００円を追加するもので、主なものは、００６直営診療所事業特別会計繰出金が診療報酬及び予防接種受託料などの減額に伴い、５００万２，０００円の追加などです。２目母子保健費は３１８万６，０００円を追加するもので、主なものは、００２子ども等医療費が実績見込みにより２７９万９，０００円の追加などです。３８ページの６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費は３，７１４万２，０００円を減額するもので、主なものは、００３中山間地域等直接支払事業０２中山間地域等直接支払事業交付金が協定数や面積の減少により、１，７６０万４，０００円の減額。０３４担い手経営発展支援事業が事業者の就農計画の変更により、１，４１５万３，０００円の減額などです。５目農地費は３１０万４，０００円を追加するもので、主なものは、０２２農村地域防災減災事業費０４ため池整備事業新堤が県事業負担金の確定により、５０６万円の追加などです。４０ページの８目地籍調査事業費は県支出金の交付額決定により、１，５９９万６，０００円を減額するものです。２項林業費２目林業振興費は７，１７７万５，０００円を減額するもので、事業料の減により、００１森林研究・整備機構造林受託事業費が２，５１５万６，０００円の減額。００３町行造林事業費が、２，７９５万円の減額。０１８邑南町森林環境保全対策基金活用事業が、１，８６６万９，０００円の減額です。４２ページの７款商工費１項商工費２目商工業振興費は１，０５５万７，０００円を減額するもので、主なものは、００１農林商工等連携サポート事業費が、地産地消調理人として地域おこし協力隊２名を見込んでおりましたが採用者

がなかったことにより、1,038万4,000円の減額などです。3目観光費の012香木の森管理費は、昨年6月にいわみ温泉霧の湯においてレジオネラ属菌が検出されたことによる施設の休業について、指定管理者への休業補償金として316万6,000円を追加するものです。8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費は、国庫支出金の交付額決定により、003道路新設改良費（簾金毘羅線）を2,328万8,000円減額するものです。44ページの4項住宅費3目住宅政策費は2,254万円を減額するもので、主なものは、003賃貸住宅建設補助事業が実績見込により2,006万2,000円の減額などです。9款消防費1項消防費1目常備消防費は人件費の増加に伴い、001常備消防費01江津邑智消防組合負担金を546万7,000円追加するものです。48ページの10款教育費3項中学校費3目学校建設費は1,627万1,000円を減額するもので、主なものは、018石見中学校建設事業費03石見中学校改築工事費が、実績見込により1,621万9,000円の減額などです。5項保健体育費2目体育施設費は、事業費の確定により006体育施設照明設備対策事業費02いわみスタジアムLED照明工事費を、1,717万円減額するものです。50ページの11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、令和7年7月及び8月豪雨災害に伴う農地・農業用施設災害復旧費で、対象箇所数の減などにより合計1,799万5,000円を減額するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第43号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,199万4,000円とするものでございます。詳細につきましては予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございまして、1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目国民健康保険税でありますが、滞納繰越分の収入見込みの増に伴いまして、488万7,000円の追加でございまして、次に、5款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金でありますが、1節普通交付金は高額療養費の増加に伴い、1,054万7,000円の増額。2節特別交付金は、保険者努力支援交付金及びへ

き地直営診療所分の交付決定に伴いまして、13万3,000円の減額でございます。次に、9款繰入金1項基金繰入金1目国民健康保険事業基金繰入金でございますが、国民健康保険税滞納繰越分及び延滞金の収入増、一般会計繰入金の減に伴いまして基金の取崩しを、368万8,000円減額するものでございます。次に、9款繰入金2項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、1節保険基盤安定繰入金の減額に伴いまして、179万7,000円の減額。2節一般会計繰入金は、出産育児一時金産前産後保険料繰入金等で、41万1,000円を増額するものでございます。次に、11款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金でございますが、収入見込みの増に伴いまして、52万2,000円の追加でございます。次に、11款諸収入2項雑入2目雑入でございますが、保険給付返還金の追加に伴いまして、16万7,000円の追加でございます。続きまして、歳出でございます。2款保険給付費2項高額療養費1目高額療養費でございますが執行額の増加に伴いまして、1,054万7,000円を追加。3項出産育児諸費1目出産育児一時金は、出産予定者の増に伴いまして50万円の追加でございます。次に、9款諸支出金3項繰出金2目直営診療施設勘定繰出金ですが、直営診療所事業特別会計繰出金を申請額に合わせ、13万1,000円減額するものでございます。続きまして、議案第44号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,960万2,000円とするものでございます。この度の補正は、歳入歳出ともに事業実績見込みによるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款診療収入2項外来収入でございますが、4か所の診療所合わせまして、598万5,000円の減額。1款診療収入3項その他の診療収入は、22万9,000円の減額でございます。次に、3款使用料及び手数料2項手数料1目文書料でございますが、診断書等作成手数料及び主治医意見書作成手数料を合わせまして、8万1,000円の減額でございます。次に、8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、4か所の診療所の運営費補填分を合わせまして、500万2,000円の追加でございます。次に、8款繰入金3項事業勘定繰入金1目事業勘定繰入金でございますが、国民健康保険保険給付費交付金が、13万1,000円の減額でございます。次に、10款諸収入2項受託事業収入1目一般検査受託料は、原子爆弾被爆者一般検査委託料が、2万4,000円の減額。3目予防接種等受託料が、942万3,000円の減額でございます。小児予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種及び带状疱疹ワクチン接種が見込みより少なかったことが主な要因でございます。次に、1

0 款諸収入 3 項雑入でございますが、オンライン資格確認改修費補助金の予算額超過に伴い申請が不能となったため、5 万 4, 0 0 0 円を減額いたします。続きまして、歳出でございます。1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費でございますが、阿須那診療所会計年度任用職員の手当及び電気代を 1 3 万 8, 0 0 0 円。井原診療所の報償費及び電気代を 2 万 3, 0 0 0 円。矢上診療所の会計年度任用職員の勤務日数及び医療事務の派遣日数の減に伴いまして、3 0 9 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございます。次に、2 款医業費 1 項医業費 3 目医療用衛生材料費でございますが、4 か所の診療所の薬品や診療材料等の使用実績に基づき、合わせまして 7 2 5 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。次に、3 款施設整備費 1 項施設整備費でございますが、阿須那診療所の L E D 化工事完了に伴い、実績に合わせまして 4 2 万円を減額するものでございます。以上、2 会計につきまして、それぞれ地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、植田情報みらい創造課長。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 議案第 4 5 号令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号について御説明いたします。予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ 3, 0 8 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 1 2 6 万円とするものでございます。第 2 条地方債の変更は、4 ページの第 2 表地方債補正のとおりです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページから 3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。予算に関する説明書の 4 ページ 5 ページをお開きください。はじめに、歳入から御説明いたします。2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目情報通信施設使用料は、利用者数の減少に伴い 1 2 7 万 6, 0 0 0 円減額するものです。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目電気通信事業費国庫補助金は、放送設備整備事業費の確定に伴い、6 6 7 万 5, 0 0 0 円を減額。9 款町債 1 項町債 1 目情報基盤整備事業債につきましても、同様に 2, 2 9 0 万円を減額するものでございます。次に、歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目電気通信事業一般管理費、おおなんケーブルテレビ業務委託費は、業務委託料の確定に伴い 2 4 0 万円の減額となります。2 款電気通信事

業費 1 項情報通信事業費 1 目施設整備事業費は、放送設備整備事業費の確定に伴い、2, 8 4 5 万 1, 0 0 0 円を減額するものです。以上、令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号につきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫）

以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

- ( 日程第 6 5 議案第 4 6 号  
令和 8 年度 邑南町 一般会計予算 )
- ( 日程第 6 6 議案第 4 7 号  
令和 8 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算 )
- ( 日程第 6 7 議案第 4 8 号  
令和 8 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業  
特別会計予算 )
- ( 日程第 6 8 議案第 4 9 号  
令和 8 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算 )
- ( 日程第 6 9 議案第 5 0 号  
令和 8 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算 )
- ( 日程第 7 0 議案第 5 1 号  
令和 8 年度 邑南町 水道事業会計予算 )
- ( 日程第 7 1 議案第 5 2 号  
令和 8 年度 邑南町 下水道事業会計予算 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 6 5、議案第 4 6 号令和 8 年度 邑南町 一般会計予算から、日程第 7 1、議案第 5 2 号令和 8 年度 邑南町 下水道事業会計予算までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第 4 6 号から議案第 5 2 号までの提案理由を、御説明申し上げます。まず、議案第 4 6 号令和 8 年度 邑南町 一般会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 3 5 億 5, 8 0 0 万円とするものでございます。次に、議案第 4 7 号令和 8 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 8, 9 0 0 万円とするものでございます。次に、議案第 4 8 号令和 8 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 7 3 0 万円とするものでございます。次に、議案第 4 9 号令和 8 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 4 億 5, 1 0 0 万円とするものでございます。次に、議案第 5 0 号

令和8年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億9,400万円とするものでございます。次に、議案第51号令和8年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額3億7,790万6,000円、支出総額4億1,395万8,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額3億3,733万円、支出総額4億9,562万7,000円を見込み計上し、収入不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものでございます。次に、議案第52号令和8年度邑南町下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額、支出総額それぞれ7億6,654万8,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額4億83万6,000円、支出総額6億189万6,000円を見込み計上し、収入不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第46号令和8年度邑南町一般会計予算について説明いたします。予算書1ページ第1条の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ135億5,800万円に定めるものです。対前年度1億500万円の減額です。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算に記載をしております。第2条債務負担行為ですが、7ページの第2表債務負担行為に記載をしています。企業版ふるさと納税支援業務委託費は、令和8年度から令和9年度において企業版ふるさと納税支援業務に係る委託契約で定める費用の額を。創業等信用保証料補助金は、令和8年度から令和9年度において549万4,000円を、県知事及び県議会議員選挙費は、令和8年度から令和9年度において820万円を。令和9年度地域おこし協力隊員設置費は令和9年度において1億4,191万5,000円を。萩・石見空港東京（羽田）路線の運行支援に要する経費の負担金は令和9年度において75万円を限度額に、債務負担行為として定めるものです。第3条地方債ですが、8ページの第3表地方債に記載をしています。主なものですが、集会施設整備事業債は、井原コミュニティセンター整備事業費の財源とするため前年度より1億1,120万円増の、1億3,660万円を計上しています。過疎地域自立促進特別事業債は、いわゆる過疎債ソフト分ですが、前年度より560万円減の1億4,680万円を計上し病院費など17事業の財源としています。病院設備

整備事業債は、前年度より2億4,140万円減の440万円。学校施設整備事業債は、前年度より8,670万円減の5,440万円を、計上しています。いわみスタジアム整備事業債3,310万円及び瑞穂球場改修事業債3,040万円は、それぞれ国民スポーツ大会施設整備事業費の財源とするための計上です。なお、道の駅瑞穂整備事業債が事業の完了により、1億260万円の皆減となっています。地方債合計額は前年度より4億1,380万円減の、8億3,580万円を計上しています。第4条一時借入金ですが、限度額を30億円としています。第5条歳出予算の流用ですが、議決費目になる款及び項を超える流用については人件費のみ同一款内での流用を認めることとしています。予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。4ページから歳入です。1款町税は、6ページの4項市町村たばこ税までとなります。町税全体では、前年度より480万1,000円増の10億7,620万4,000円を計上していますが、主な増額の要因は、町民税個人分で個人所得の増加を、町民税法人分で法人の利益増加を見込んでいることなどによるものです。一方で、固定資産税は経年による償却資産の減少などを見込んでいます。6ページ2款地方譲与税から10ページ9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画などを参考に計上しています。10ページ8款環境性能割交付金については、令和8年3月31日で廃止されることを見込み、1,164万8,000円減額の78万5,000円を計上しています。この減額相当分は9款地方特例交付金で措置されるため、地方特例交付金を1,097万5,000円増額の1,515万8,000円としています。10款地方交付税1項地方交付税は、前年度より736万4,000円減の61億5,079万円を計上しています。国や県から示されている資料や地方財政計画により推計し、普通交付税は昨年度より1,883万5,000円減の53億9,669万1,000円。特別交付税は、1,147万1,000円増の7億5,409万9,000円を計上しています。18ページから21ページ14款国庫支出金2項国庫補助金は、前年度より550万1,000円減の11億7,327万1,000円を計上しています。減額の主な要因は18ページ8目土木費国庫補助金が、2節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金道路の減などにより、3,122万9,000円の減額。20ページ10目教育費国庫補助金2節教育費補助金の公立学校情報機器整備費補助金が、小中学校GIGAスクール端末更新事業の実施により、2,613万5,000円の皆増などによるものです。22ページ15款県支出金1項県負担金は、前年度より1,472万6,000円減の3億8,543万2,000円を計上しています。減額の主な要因は、総務費県負担金で昨年度計上していました道の駅瑞穂整備事業費負担金が2,565万9,000円の皆減などによるものです。22ページから29ページ2項県補助金は、前年度より6,898万6,000円増

の6億5,729万7,000円を計上しています。増額の主な要因は、26ページ6目農林水産業費県補助金が5,887万4,000円の増額で、農業水路等長寿命化防災減災事業県補助金や産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、ハウス等整備事業補助金、地域主導型産地創生事業費補助金の増などによるもの。28ページ10目教育費県補助金が2,927万3,000円の増額で、2節学校教育費補助金の給食費負担軽減交付金が、学校給食費の抜本的な負担軽減措置いわゆる給食無償化により2,213万6,000円の皆増などによるものです。28ページから31ページ3項委託金は、前年度より2,566万1,000円減の2,515万6,000円を計上しています。減額の主な要因は、2目総務費委託金が2,435万6,000円の減額で、参議院議員選挙費委託金の皆減、国勢調査委託金の皆減などによるものです。32ページ17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと寄附金は、前年度と同額の2億円を計上しています。34ページ18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、賃上げや物価高騰などによる人件費や委託料などの増加、一部事務組合等負担金に対する一般財源負担額の増加、金利上昇による支払い利息の増加のほか恒常的な財源不足の影響などにより、前年度より3億1,492万2,000円増の7億7,094万円を繰り入れるものです。これにより、財政調整基金の令和8年度末残高見込みは4億4,850万円となります。2目減債基金繰入金は、令和8年度起債償還分として2億2,279万3,000円を繰り入れるものです。3目地域振興基金繰入金は、矢上屋内多目的コート解体実施設計委託費や町道森実上別所線維持改修事業費などに充当するため、前年度より2,130万円減の2,480万円を繰り入れるものです。15目ふるさと基金繰入金は、ふるさと基金事業と基金を活用する31事業の財源に充てるため前年度より253万4,000円増の、1億8,386万7,000円を繰り入れるものです。36ページ28目邑南町森林環境保全対策基金繰入金は、森林整備や林業従事者の確保などの事業を推進するため、前年度より716万8,000円減の8,192万1,000円を繰り入れるものです。基金繰入金の合計は、前年度より3億85万5,000円増の13億2,702万8,000円です。44ページから47ページの21款町債1項町債は、第3表地方債で説明のとおりです。48ページから歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、前年度より1億5,434万2,000円増の、10億9,063万1,000円を計上しています。増額の要因は、001職員給与費が前年度より5,978万8,000円の増。51ページ002一般管理費16減債基金管理費が、減債基金積立金で4,089万円増などによるものです。56ページ6目企画費は、前年度より9,719万7,000円減の7億8,008万6,000円を計上しています。主な要因は、道の駅瑞穂整備事業が2億3,286万4,000円の皆減。6

1 ページ 0 4 2 脱炭素先行地域づくり事業費が、1 億 3, 2 9 6 万 3, 0 0 0 円の増などによるものです。6 2 ページ 8 目 地域振興及び人口定住対策費は、前年度より 8, 3 6 3 万 9, 0 0 0 円増の 1 億 9, 1 5 3 万 2, 0 0 0 円を計上しています。増額の要因は、0 1 5 井原コミュニティセンター整備事業費 0 1 井原コミュニティセンター整備事業費が、8, 8 9 6 万 3, 0 0 0 円の増などによるものです。6 8 ページ 2 項 徴税費 2 目 賦課徴収費は、前年度より 2, 0 7 9 万 1, 0 0 0 円減の 6, 2 3 1 万 4, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、0 0 1 賦課徴収費 0 2 邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、システム標準化に係る導入費の減により 1, 6 2 2 万 9, 0 0 0 円の減。固定資産評価替事務費 8 2 3 万 9, 0 0 0 円の皆減などによるものです。7 2 ページ 4 項 選挙費 1 目 選挙管理委員会費は、前年度より 2, 4 3 5 万円減の 2, 6 4 6 万 8, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、0 0 1 選挙管理委員会費 0 2 邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、システム標準化に係る導入費の減によるものです。5 目 県知事及び県議会議員選挙費は、前年度から皆増の 5 2 5 万 6, 0 0 0 円を計上しております。7 4 ページ 5 項 統計調査費 2 目 統計調査費は、前年度より 1, 2 2 8 万 3, 0 0 0 円減の 1 1 9 万 5, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、令和 7 年度に実施された国勢調査 1, 3 3 4 万 4, 0 0 0 円の皆減などによるものです。7 6 ページ 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費は、前年度より 4, 3 0 4 万 4, 0 0 0 円減の 3 億 2, 8 4 5 万 1, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、システム標準化に係る導入費の減により、0 0 1 社会福祉総務費 0 7 邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が 2, 3 8 3 万円の減。7 9 ページ 0 0 5 国民健康保険事業特別会計繰出金 0 1 国民健康保険事業特別会計繰出金が、3, 5 8 3 万 5, 0 0 0 円の減などによるものです。7 8 ページの 3 目 老人福祉費は、前年度より 1, 9 5 2 万 6, 0 0 0 円減の 3 億 2 5 4 万 2, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、0 0 3 後期高齢者医療事業特別会計繰出金が、システム標準化に係る導入費の減により 2, 1 1 9 万 2, 0 0 0 円の減などによるものです。8 0 ページ 5 目 国民年金事務費は、前年度より 2, 1 9 6 万円減の 3, 3 7 1 万円を計上しています。減額の要因は、0 0 1 国民年金事務費 0 2 邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、システム標準化に係る導入費の減により 2, 2 4 5 万 6, 0 0 0 円の減などによるものです。8 4 ページ 8 目 地域支援事業費は、前年度より 2, 5 5 0 万円減の 8, 5 1 7 万 4, 0 0 0 円を計上しています。減額の要因は、0 0 1 介護保険事業費 0 5 通所型介護予防事業費が 5 8 4 万 6, 0 0 0 円の減。8 7 ページ 0 0 2 包括的支援事業費 0 1 ケアプラン作成事業費が 9 4 5 万 1, 0 0 0 円の減などによるものです。8 8 ページ 2 項 児童福祉費 2 目 児童福祉措置費は、前年度より 4, 9 1 9 万 2, 0 0 0 円増の 7 億 3, 1 0 7 万 2, 0 0 0 円を計上して

います。増額の要因は、００１保育所措置費０１保育所措置費が、公定価格改定に伴い９３９万８，０００円の増。０３民間保育所運営対策事業補助費が、保育所の入所児童減少などにより２，６５４万５，０００円の増などです。９２ページ４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は、前年度より４，３３５万円減の５億８，７５３万６，０００円を計上しています。減額の要因は、００１保健衛生総務費０３邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、システム標準化に係る導入費の減により２，１７６万円の減。００４水道事業会計繰出金０１水道事業会計繰出金が、公債費の減などにより２，２８６万９，０００円の減などです。９８ページ６目斎場運営費は、前年度より１，６３７万７，０００円増の３，６０９万９，０００円を計上しています。増額の要因は、００５斎場施設整備費０２斎場施設整備費（紫光苑）が、斎場の集約化に向けた施設の調査費改修費の計上に伴い、１，６６８万円の増などです。１００ページ８目病院費は、前年度より１億８，２２４万１，０００円減の３億７，９２１万６，０００円を計上しています。減額の要因は、公立邑智病院本館棟建て替え事業に伴う建設改良負担金の減などによるものです。２項清掃費１目廃棄物処理費は、前年度より５，４５８万３，０００円増の３億３，３１９万５，０００円を計上しています。増額の要因は、００１廃棄物処理費０２邑智郡総合事務組合負担金（し尿・ごみ処理）が、し尿処理場「志谷苑」基幹改修工事や維持管理費の増加に伴う負担金の増などによるものです。１０４ページ６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費は、前年度より４，０６７万１，０００円増の６億２６６万円を計上しています。増額の要因は、１０７ページ０１０新規就農者支援事業０９世代交代・初期投資促進事業が９１６万円の皆増。０１２産地創生事業費０３地域主導型産地創生支援事業費が、９７２万６，０００円の増。０２３農業用ハウス等リース支援事業０１農業用ハウス等リース支援事業が、３，４５２万４，０００円の増などによるものです。１０６ページ５目農地費は、前年度より１，７４８万１，０００円増の３億６８７万７，０００円を計上しています。増額の要因は、１０９ページ０２２農村地域防災減災事業費０１農業水路等長寿命化・防災減災事業が１，８０１万円の増などによるものです。１１２ページ２項林業費２目林業振興費は、前年度より１，４６２万７，０００円減の２億８，８４７万３，０００円を計上しています。減額の要因は、００３町行造林整備事業費０１町行造林整備事業費が１，４５２万２，０００円の減などによるものです。１１６ページ７款商工費１項商工費２目商工業振興費は、前年度より８，０３９万５，０００円増の１億７，５４４万６，０００円を計上しています。増額の要因は、令和７年度に実施いたしました邑南町ＩＣカード利用促進事業費（重点交付金）が、５，４８４万４，０００円の皆減となる一方で、０２４第２期邑南町ＩＣカード利用促進事業費（重点交付金）０１第２期邑南町ＩＣカード利用促進

事業費（重点交付金）が、7,095万円の皆増。025 中小企業・小規模事業者人材確保支援事業（重点交付金）01 中小企業・小規模事業者人材確保支援事業（重点交付金）が、7,115万9,000円の皆増などによるものです。3 目観光費は、前年度より1,188万2,000円減の1億4,650万3,000円を計上しています。減額の要因は、121 ページ017 道の駅管理費が、道の駅瑞穂解体事業費の皆減などにより1,923万1,000円の減。045 香木の森公園改修事業費01 香木の森公園改修事業費が、1,294万4,000円の増などによるものです。122 ページ8 款土木費2 項道路橋りょう費2 目道路維持費は、前年度より1,771万4,000円増の2億5,569万5,000円を計上しています。増額の要因は、125 ページ008 町道森実上別所線維持改修事業費01 町道森実上別所線維持改修事業費が、1,387万8,000円の皆増などです。124 ページ3 目道路新設改良費は、前年度より4,471万3,000円減の3億2,552万1,000円を計上し、道路の新設改良等10 事業を行います。減額の要因は、005 道路新設改良費（片田善教寺原線）が8,655万2,000円の減。127 ページ046 道路安全対策事業費（町道伴蔵線）01 道路安全対策事業費（町道伴蔵線）が、3,005万円の皆増などによるものです。126 ページ5 目橋りょう新設改良費は、前年度より1,512万円増の6,182万円を計上しています。増額の要因は、001 橋りょう長寿命化事業費01 橋りょう長寿命化事業費が1,312万円の増などによるものです。128 ページ4 項住宅費1 目住宅管理費は、前年度より1,444万2,000円減の1億844万8,000円を計上しています。減額の要因は、001 住宅管理総務費02 邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、システム標準化に係る導入費の減により2,435万円の減。006 邑南町公営住宅等長寿命化計画改定業務01 邑南町公営住宅等長寿命化計画改定業務が、556万6,000円の皆増などによるものです。130 ページ2 目住宅建設費は、前年度より3,202万1,000円減の913万4,000円を計上しています。減額の要因は、006 公営住宅建設費（高原団地）01 公営住宅建設費（高原団地）の減額によるものです。9 款消防費1 項消防費1 目常備消防費は、前年度より1,239万1,000円増の3億9,610万7,000円を計上しています。増額の要因は、001 常備消防費01 江津邑智消防組合負担金で、消防組合本部庁舎改修工事費の増、職員人件費の増などによるものです。132 ページ4 目防災費は、前年度より1,021万9,000円減の598万9,000円を計上しています。減額の要因は、J-アラート改修事業費が事業完了により1,037万6,000円の皆減などによるものです。136 ページ10 款教育費1 項教育総務費2 目事務局費は、前年度より2,650万9,000円増の1億6,836万4,000円を計上しています。増額の要因は、

002職員給与費が1,752万6,000円の増。005教育支援センター事業費01教育支援センター事業費が、校内教育支援センターの設置に伴い707万7,000円の増などによるものです。140ページ5目学校給食費は、前年度より4,078万9,000円減の1億6,117万6,000円を計上しています。減額の要因は、東給食センター備品整備費及び西給食センター改修事業費が事業完了により5,546万8,000円の皆減。001学校給食費01学校給食費が人件費食材費の増加により1,467万9,000円の増額によるものです。2項小学校費1目学校管理費は、前年度より4,076万3,000円増の1億5,543万3,000円を計上しています。増額の要因は、001小学校総務費06小学校屋内運動場熱中症対策備品整備費が579万3,000円の皆増。143ページ011小学校ICT活用事業費03小学校GIGAスクール端末更新事業費が、3,424万円の皆増などによるものです。2目教育振興費は、前年度より1,697万5,000円増の8,726万4,000円を計上しています。増額の要因は、支援員等の配置人数の増加、人件費の増加などにより、003子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）01子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）が778万1,000円の増。143ページから145ページ008日本語指導員配置費（小学校）01日本語指導員配置費（小学校）が、283万9,000円の増。011スクールサポートスタッフ配置事業（小学校）01スクールサポートスタッフ配置事業（小学校）が、780万8,000円の増などによるものです。144ページ3目学校建設費は、前年度より6,961万5,000円減の3,806万円を計上しています。減額の要因は、事業完了により高原小学校特別教室棟改修事業費が7,104万2,000円の皆減。小学校防犯設備整備事業費が1,276万円の皆減。029小学校施設衛生環境改善事業費01小学校施設衛生環境改善事業費が、2,052万6,000円の増などによるものです。3項中学校費1目学校管理費は、前年度より2,664万2,000円増の1億459万5,000円を計上しています。増額の要因は、001中学校総務費06中学校屋内運動場熱中症対策備品整備費が、178万9,000円の皆増。147ページ006中学校ICT活用事業費03中学校GIGAスクール端末更新事業費が、2,060万2,000円の皆増などによるものです。146ページ3目学校建設費は、前年度より2,409万2,000円減の1,349万円を計上しています。減額の要因は、石見中学校改築工事費が3,186万5,000円の皆減によるものです。152ページ4項社会教育費4目社会教育施設費は、前年度より1,406万4,000円増の6,233万円を計上しています。増額の要因は、009元気館施設維持工事費09元気館施設維持改修工事費が1,384万円の皆増などによるものです。154ページ5目文化財保護費は、前年度より1,494万9,

〇〇〇円増の３，８６５万５，〇〇〇円を計上しています。増額の要因は、〇〇１文化財事務局費〇１文化財事務局費が、文化財専門職員の配置などにより５７０万１，〇〇〇円の増。〇〇６発掘調査費〇２久喜銀山遺跡保存活用計画策定事業費が、基本計画の策定に伴い２７１万６，〇〇〇円の増。〇〇７地域文化施設改修事業費〇１瑞穂ハンザケ自然館改修事業費が、水槽冷却装置設置工事及び井戸工事の計上により６１８万８，〇〇〇円の皆増などです。１５６ページ５項保健体育費１目保健体育総務費は、前年度より５，３３４万６，〇〇〇円増の７，２２２万７，〇〇〇円を計上しています。増額の要因は、〇〇８国民スポーツ大会事業費〇１国民スポーツ大会施設整備事業費が５，８３７万９，〇〇〇円の増。〇２国民スポーツ大会実施準備費が、５７万６，〇〇〇円の皆増などによるものです。２目体育施設費は、前年度より９，３２２万９，〇〇〇円減の２，２１２万１，〇〇〇円を計上しています。減額の要因は、〇〇６体育施設照明設備対策事業費がいわみスタジアムＬＥＤ照明工事費が事業完了により１億円の皆減。〇１体育施設ＬＥＤ照明工事費が中野体育館ＬＥＤ化のため、５４０万１，〇〇〇円の皆増です。１５８ページ１２款公債費１項公債費１目元金は、前年度より７，２４７万３，〇〇〇円減の１３億８，６５５万５，〇〇〇円を計上しています。２目利子は、前年度より２，５０４万５，〇〇〇円増の１億５，７６８万９，〇〇〇円を計上し、利率上昇による増額を見込んでいます。１６０ページ９８款予備費は、前年度同様３，〇〇〇万円を計上しています。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 説明の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は、２時５０分といたします。よろしくお願いいたします。

—— 午後 ２時４１分 休憩 ——

—— 午後 ２時５０分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

**○秋田町民課長（秋田敏子）** 議案第47号令和8年度呂南町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,900万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、1,490万円の減額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項国民健康保険税でございますが、総額1億4,227万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして、590万円の増額を見込んでおります。これは被保険者数の減少及び医療費増加傾向により、令和7年度において税率を上げたことに伴うものでございます。次に、3款使用料及び手数料2項手数料でございますが、督促手数料を1万円見込んでおります。次に、4款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、11目子ども・子育て支援事業費補助金を、380万1,000円見込んでおります。次に、5款県支出金2項県補助金でございます。2目保険給付費等交付金は9億8,139万6,000円で、前年度と比較いたしまして、947万1,000円の増額でございます。この内訳でございますが、1節普通交付金が9億3,724万4,000円で、これは町が保険者として支払う7割相当部分の療養の給付などの補填分でございます。2節特別交付金は4,415万2,000円でございます。次に、7款財産収入1項財産運用収入でございますが、国民健康保険事業基金利子を17万3,000円見込んでおります。次に9款繰入金1項基金繰入金は、3,020万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして、162万7,000円の増額でございます。次に、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、1節保険基盤安定繰入金が4,321万9,000円で、前年度と比較いたしまして432万5,000円の減額。2節一般会計繰入金は8,776万1,000円で、前年度と比較いたしまして3,151万円の減額でございます。これは職員給与費の減及び邑智郡総合事務組合負担金の減額に伴うものでございます。次に、10款1項繰越金でございますが、10万円を計上。11款諸収入につきましては、1項延滞金加算金及び過料を1万円。2項雑入を2万円計上しております。続きまして、歳出でございます。はじめに、1款総務費1項総務管理費でございますが6,535万4,000円で、前年度と比較いたしまして2,713万5,000円の減額でございます。これは職員給与費の減及び邑智郡総合事務組合負担金の減が主な要因でございます。次に、同款2項徴収費でございますが賦課徴収にかかる経費といたしまして146万1,000円を計上、3項運営協議会費は30万7,000円を計上しております。次に、2款保険給付費1項療養諸費につきましては7億9,410万6,000円で、前年度と比較いたしまして230万円の減額でございます。次に、同款2項高額療養費でございますが1億4,298万8,000円で、前年度と比較いたしまして

1, 125万2, 000円の増額でございます。次に、同款3項出産育児諸費は20万1, 000円。4項葬祭諸費は81万円。5項移送費は15万円を計上しております。次に、5款保健事業費1項保健事業費でございますが国保ヘルスアップ事業分として78万8, 000円。同款2項特定健康診査等事業費は1, 259万9, 000円を計上しております。次に、7款財産収入1項基金積立金でございますが、国民健康保険事業基金利子分の積立を17万3, 000円計上しております。次に、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は46万3, 000円を計上。同款3項繰出金は、特別調整交付金に直営診療所運営費分が算入をされておりますので、その額450万8, 000円を直営診療所事業特別会計に繰り出すものでございます。次に、12款国民健康保険事業費納付金でございます。この納付金は島根県に納めるものでございます。県では、県全体の保険給付費を推計し、その推計額から国庫負担金等県の歳入となる公費を控除して納付金算定基礎額を算出いたします。この基礎額に、県内各市町村の医療費水準や所得水準等に基づき按分した額が、国民健康保険事業費納付金として市町村に請求をされることとなります。1項医療給付費分が1億7, 791万8, 000円。2項後期高齢者支援金等分が5, 863万4, 000円。3項介護納付金分が1, 804万2, 000円。令和8年度から納付いたします4項子ども・子育て支援納付金分は573万6, 000円でございます。町が県に納める国民健康保険事業費納付金の総額は、2億6, 033万円でございます。これは、前年度と比較いたしまして295万6, 000円の増額でございます。次に、98款予備費といたしまして296万2, 000円を計上しております。続きまして、議案第48号令和8年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3, 730万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして570万円の減額でございます。第2条地方債でございますが、第2表地方債に記載をしております。医療用機器整備事業債650万円を計上し、阿須那診療所の内視鏡システム整備の財源としております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。1款診療収入2項外来収入でございますが、3か所の診療所の総額を2, 995万4, 000円と見込んでおります。次に、同款3項その他の診療収入でございますが、3か所の診療所の総額を60万円と見込んでおります。次に、3款使用料及び手数料でございますが、1項使用料は矢上診療所医師住宅使用料を26万4, 000円。2項手数料は文書料を28万円見込んでおります。次に、5款県支出金1項県補助金でございますが、へき地医療対策費補助金を矢上診療所分として317万1, 000円を計上しております。次に、8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、3か所の診療所の運営費補填分といたしまして、6, 015

万3,000円、市町村償還金分といたしまして2,253万9,000円、合計8,269万2,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして185万4,000円の増額でございます。次に、同款3項事業勘定繰入金でございますが、へき地診療所の阿須那及び日貫診療所の運営費補填分、また矢上診療所代診医派遣費用補填分が特別調整交付金として国保会計に算入されますので、その額の450万8,000円を計上しております。次に、10款諸収入2項受託事業収入でございますが、特定健康診査等受託料、一般検査受託料、予防接種等受託料を合わせまして932万9,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、463万6,000円の減額でございます。次に、同款3項雑入は2,000円の計上でございます。次に、11款1項町債でございます。医療用機器整備事業債を650万円計上し、阿須那診療所の内視鏡システム整備の財源としております。続きまして、歳出でございます。はじめに、1款総務費1項施設管理費でございますが、3か所の診療所の総額は8,893万9,000円で、閉院する井原診療所の医薬品等整理費の経費といたしまして、73万9,000円を計上しております。総額で8,967万9,000円で、前年度と比較いたしまして296万8,000円の減額でございます。次に、2款医業費1項医業費でございますが、3か所の診療所の総額は1,706万円で、前年度と比較いたしまして336万7,000円の減額でございます。主な要因といたしまして、新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹ワクチンの購入の減及び井原診療所の閉院によるものでございます。次に、3款1項施設整備費でございますが、阿須那矢上診療所のAED更新として73万7,000円、阿須那診療所の内視鏡システム整備として650万円を計上しております。次に、4款1項公債費でございますが、町債償還金の元金及び利子分を合わせまして、2,253万9,000円を計上しております。次に、98款予備費といたしまして、78万6,000円の計上でございます。続きまして、議案第49号令和8年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,100万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、1,000万円の増額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので、1億8,479万円でございます。前年度と比較いたしまして、3,119万2,000円の増額でございます。なお、令和8年度より徴収することとなっております子ども・子育て支援納付金分も含まれております。次に、5款繰入金1項一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び療養給付費負担金繰入金を合わせまして、2億6,616万9,000円でございます。前年度と比較

いたしまして2, 119万2, 000円の減額となっており、主な要因といたしまして、邑智郡総合事務組合情報システム課負担金の減額によるものでございます。次に、7款諸収入2項広域連合納付金でございますが、保険料還付金、還付加算金合わせまして4万1, 000円を計上しております。続きまして、歳出でございます。1款総務費1項総務管理費でございますが2, 797万7, 000円でございます。前年度と比較いたしまして2, 909万4, 000円の減額となっており、主な要因といたしましては邑智郡総合事務組合情報システム課負担金の減額によるものでございます。次に、同款2項徴収費でございますが、64万7, 000円を計上しております。次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合負担金でございます。1目の保険料等負担金は2億5, 077万4, 000円で、内訳につきましては、保険料負担金が1億8, 479万円、低所得者等の保険料軽減分として公費で補填をされる保険基盤安定負担金が6, 598万4, 000円でございます。2目療養給付費給付費負担金は1億7, 128万3, 000円で、これは広域連合が現役並み所得者以外の被保険者に係る療養の給付等に要する費用を、令和7年度の実績に基づく按分率により、市町村別負担金として請求するものでございます。同額を一般会計より繰入れております。次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございますが、保険料還付金と還付加算金合わせまして4万1, 000円を計上。98款予備費といたしまして、27万8, 000円の計上でございます。以上、3会計につきましてそれぞれ地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○植田情報みらい創造課長（植田啓司）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、植田情報みらい創造課長。

**○植田情報みらい創造課長（植田啓司）** 議案第50号令和8年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、御説明いたします。予算書の1ページ、第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9, 400万円と定めるものでございます。第2条地方債は情報基盤整備事業の財源として充当するため借り入れるものです。それでは、予算の内容につきまして、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。予算に関する説明書の4ページ5ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款分担金及び負担金2項負担金1目情報通信施設負担金につきましては、新規加入者を30件、引込み工事を38か所と見込み、290万2, 000円としております。次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目情報通信施設使用料に

つきましては、利用者の減少に伴い、前年度比で８２４万３，０００円減額の見込みでおります。６款繰入金につきましては、１項基金繰入金１目電気通信事業基金繰入金を２，７７９万６，０００円。２項他会計繰入金１目一般会計繰入金を４，０３１万７，０００円としております。８款諸収入は、NHK団体一括手数料などで５１５万８，０００円。９款町債は、情報基盤整備事業の財源として３，８７０万円を計上しております。次に、歳出でございます。１款総務費１項総務管理費１目電気通信事業一般管理費でございますが、右の説明欄に記載しておりますように、００１電気通信事業一般管理費１，４５２万８，０００円を計上しております。００２施設維持費は、５，１０３万５，０００円としております。この中には、ONUなどの修繕費、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、工事請負費として支障移転工事費１，７００万円を見込んでおります。００６のサービス業務費は、CSの使用料、IP回線使用料、インターネットの回線使用料などで、６，７０９万２，０００円としております。また、０１７おおなんケーブルテレビ業務委託費につきましては、７，５６２万３，０００円としております。２款の電気通信事業につきましては、はじめに説明欄００１放送設備整備事業費でございます。０１放送設備整備事業費は、放送ネットワーク設備の更新を行うものです。次に、００３番組制作機器整備事業費は、ケーブルテレビの番組制作機器の更新を行うものです。次に、３款基金積立金につきましては、施設加入費負担金とインターネット利用料の一部などを積み立てるもので、２，０６８万円を見込んでおります。４款公債費につきましては、元金が１，５１０万７，０００円となっております。公債費利子が、１，１００万１，０００円でございます。４款の公債費合計は、２，６１０万８，０００円としております。以上、令和８年度邑南町電気通信事業特別会計の予算につきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、三浦水道課長。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議案第５１号、令和８年度邑南町水道事業会計予算について説明いたします。まず、第２条業務の予定量は、給水件数を４，１０４件。年間総給水量を８６万９，７４６立米。１日平均給水量を２，３８３立米。主な建設改良事業、水道施設整備事業として２億６，４１４万８，０００円を予定しております。次に、第３条収益的収入及び支出についてです。収入第１款水道事業収益を３億７，７９０万６，０００円。第１項営業収益を２億１，２７５万９，０００円。第２

項営業外収益を1億6,514万7,000円予定しております。続いて、支出。第1款水道事業費用を、4億1,395万8,000円。第1項営業費用を3億8,273万6,000円。第2項営業外費用を3,072万2,000円。第3項予備費を50万予定しています。次に、第4条資本的収入及び支出についてです。収入、第1款資本的収入を3億3,733万円。第1項企業債を1億8,090万円。第2項国庫補助金を5,193万1,000円。第3項他会計補助金を1億449万9,000円予定しております。続いて、支出。第1款資本的支出を4億9,562万7,000円。第1項建設改良費を2億6,762万5,000円。第2項企業債償還金を2億2,800万2,000円予定しています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものとしております。第5条では、起債の目的、限度額等について定めております。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。第8条では、職員給与費を、議会の議決を得なければ流用することができない経費としております。第9条では、水道事業健全運営のための一般会計からこの会計補助を受ける金額を、1,253万1,000円と定めております。第10条では、棚卸資産の購入限度額を定めております。次ページより、邑南町水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画書等関係資料を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。議案第52号令和8年度邑南町下水道事業会計予算について、説明いたします。まず、第2条業務の予定量は水洗化人口を7,915人。年間総処理水量を92万8,135立米。1日平均処理水量を2,543立米。主な建設改良事業として、管渠整備事業1,204万5,000円。ポンプ場整備事業8,770万1,000円。処理場整備事業637万5,000円。浄化槽整備事業2,497万円を予定しております。次に、第3条収益的収入及び支出についてです。収入、第1款下水道事業収益を7億6,654万8,000円。第1項営業収益を1億8,797万2,000円。第2項営業外収益を5億7,857万6,000円予定しております。続いて、支出。第1款下水道事業費用を7億6,654万8,000円。第1項営業費用7億1,404万6,000円。第2項営業外費用を5,170万2,000円。第4項予備費を80万円予定しております。次に、第4条資本的収入及び支出についてです。収入、第1款資本的収入を4億83万6,000円。第1項企業債を1億8,070万円。第3項他会計補助金を1億7,875万6,000円。第5項国庫補助金3,938万円。第7項負担金を200万円予定しています。続いて、支出。第1款資本的支出を6億189万6,000円。第1項建設改良費を1億3,109万1,000円。第3項企業債償還金を4億7,080万5,000円予定しています。資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、

過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。第5条では起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めております。第8条では議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めております。第9条では下水道事業運営のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額を5億4,636万4,000円と定めております。次ページより邑南町下水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画等を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上、地方公営企業法第20条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。議案第46号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第46号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第47号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第47号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第48号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第48号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第49号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第49号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第50号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第50号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第51号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第51号についての質疑はこれで終わります。続いて、議案第52号について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、議案第52号についての質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 議長発議 予算特別委員会の設置について ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ここでお諮りいたします。議案第46号から議案第52号までの当初予算については、委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、審査期間につきましては審査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第52号までの当初予算については、委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、審査期間につきましては審査終了までとすることに決定をいたしました。委員の指名について、お諮りいたします。委員は、議長において、次の議員を指名いたしたいと思います。1番石國議員。2番奈須議員。3番鍵本議員。4番野田議員。5番日高議員。6番瀧田議員。7番平野議員。8番宮田議員。9番中村議員。10番辰田議員。11番山中議員。以上11名を指名いたします。これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました11名が予算特別委員会委員に決定をいたしました。本日、本会議終了後、予算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定し、議長に報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午後 3時21分 散会 ——